

- 1 会議名 決算特別委員会（第2日）
- 2 開催日時 平成28年9月14日（水）午前10時00分～午後4時15分
- 3 会場 第5会議室
- 4 出席者  
2番 神谷利盛、 3番 柳沢英希 4番 浅岡保夫、  
5番 長谷川広昌、10番 杉浦敏和 11番 神谷直子、  
13番 北川広人、 15番 小嶋克文
- 5 欠席者  
なし
- 6 傍聴者  
杉浦康憲、黒川美克、幸前信雄、杉浦辰夫、内藤とし子、  
鈴木勝彦、小野田由紀子
- 7 説明のため出席した者  
市長、副市長、教育長  
企画部長、総合政策 GL、総合政策 G 主幹、人事 GL  
総務部長、行政 GL、行政 G 兼財務 G 主幹、行政 G 主幹、財務 GL  
市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民窓口 G 主幹、市民生活 GL、  
税務 GL、税務 G 主幹  
福祉部長、地域福祉 GL、地域福祉 G 主幹、介護保険・障がい GL、  
福祉まるごと相談 GL、生涯現役まちづくり GL 兼保健福祉 GL、  
保健福祉 G 主幹  
こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL  
都市政策部長、都市整備 GL、企業支援 GL、都市防災 GL、上下水道 GL、

地域産業 GL  
学校経営 GL、学校経営 G 主幹  
会計管理者  
代表監査委員  
議選監査委員  
監査委員事務局長

8 職務のため出席した者  
事務局長、書記 1 名

9 付託案件

議案第 56 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

認定第 1 号 平成 27 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 27 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 27 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 27 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 27 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 27 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 27 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計決算認定について

## 10 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成り立ちましたので、これより会議を開きます。

ただいまより、一般会計、6特別会計並びに議案第56号及び1企業会計についての質疑を行います。一般会計につきましては、「歳入」「歳出」と分けて質疑を行い、「歳入」は一括質疑、「歳出」は款ごとに質疑を行います。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入・歳出一括にて質疑を行います。議案第56号は関連上、企業会計と一括議題として質疑を行います。

なお、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、当局におかれましては、質疑に対し適切なる御答弁をいただきますよう、お願いいたします。質疑に当たっては、主要施策成果説明書または決算書類のページ数をお示ししていただき、必ずマイクを使って御発言いただきますよう、合わせてお願い申し上げます。

なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計並びに議案第56号及び企業会計の質疑終了後に許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、休憩中等に当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。

認定第1号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

《歳入》

委員長 質疑を許します。

問（３） 主要施策成果説明書のまず 21 ページの市税、法人市民税についてちょっとお伺いをいたします。一部、国有化についての影響と、法人税割、鉄鋼関係で約 1 億 8 千万円近く減というふうになっておりますけども、その要因について教えていただければと思います。

答（税務） 今回の法人市民税の減額の要因でございますが、まずは御指摘のとおり、平成 26 年度税制改正において、法人市民税の法人税割の税率が平成 26 年 10 月 1 日以降の事業年度から 12.3%から 9.7%に変更になったことにより、平成 27 年度決算への影響額としては 6,385 万 8,800 円の減収となっております。まずこれが 1 点。次に、そのほかの要因といたしましては、主なものとしたしましては、鉄鋼関係の法人税割につきまして、平成 27 年度の法人税割調定額、約 4 億 3,100 万円のうち、自動車関連の大手企業さん 3 法人が全体の額の約 7 割を占めておりまして、この 3 法人が前年度と比較して約 1 億 6,600 万円の減収となったことが、今回の減額の中身となっております。

問（３） ありがとうございます。続きまして、主要成果の 33 ページ、寄附金のところでちょっとお伺いします。こちらのふるさと応援寄附金なんですけども、26 年度と比較しますと、結構大幅にふえておりまして、寄附者で 244 名、前年度比プラスになっておりまして、寄附金額が 1,120 万円ぐらい増というふうになっておるんですけども、そこら辺の要因というか理由というか、教えていただければと思います。

答（人事） ふるさと応援寄附金の増額の理由ということですが、増加の最も大きな理由といたしましては、昨年 12 月にふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスに新規加入したことで、そのポータルサイトのトップページに高浜市の情報が掲載されたことによりまして、12 月の 1 カ月間で 224 名、917 万円。これは寄附金総額の 72%に当たりますが、そのような寄附があったことによるものでございます。

問（３） ありがとうございます。ふるさとチョイスに加入してということ、12 月の 1 カ月でということ、いろいろ税的な諸事情があるのかなというふう

に思いますけども、近隣市でこのふるさとチョイスに加入しているところがどのくらいあるのか。あと、近隣市の加入しているところの状況をですね、高浜市の場合はこれだけふえているんですけども、近隣市はちょっとどういうふうになってるのか、もしわかれば教えていただければと思います。

答（人事） 近隣市につきましては、基本この碧海の碧南、刈谷、安城、知立、西尾、全てこのふるさとチョイスのほうに加入を現在しております。近隣市の状況としまして、まず、碧南市が6億3,091万円に対して、前年度が2億464万円ということで、4億円以上増になっているというところなんです。あと、刈谷市が195万円で、前年度が149万円ですので、40万円ちょっとの減になっています。安城市が139万円で、前年度が204万円ということで、70万円弱ぐらいの減。西尾市が3,132万円で、前年度が580万円ですので、2,500万円近く増になっています。知立市が4,295万円で、前年度は37万円でしたので、4,200万円以上の増という結果になっております。

問（3） ありがとうございます。ほかの5市とかで、碧南市さんは結構前から億を超えているという話を聞いていたんですけども、例えば西尾市さん、知立市さん、安城市さんとか、刈谷市さんもそうなんですけど、ふるさとチョイスに加盟したのは、高浜と同じぐらいの時期なんですか。

答（人事） すいません。ちょっと時期までは把握しておりませんが、知立市、西尾市さんについても、この27年度から非常に力を入れて、謝礼品についても非常に多く充実をさせてきておるようなことが伺えると。また、安城市さんと刈谷市さんについては、今まではそんなに力を入れてこなかったみたいなんですけど、どうもその最近、ちょっと話を聞くと、今後、力を入れていくようなことは聞いております。

問（3） ありがとうございます。高浜がこれだけ、9倍近く数字が伸びたっていう感じなんですけども、何が強みで伸びたのかなっていう、そこら辺の分析かなにかってありますか。

答（人事） 高浜の強みといたしますと、例えばその、とりめしですね。そういったものですか、あとは謝礼品でいたしますと、ウナギですか、コシヒカリとかですね、そういったものを増加、新たに充実してきたこと。それとまた、

27年の10月からは、例えば高額寄附の方に対する謝礼品として、ひな人形ですとか五月人形、そういったものを新たに充実をさせていただきまして、それによって、高浜市の魅力が全国にですね、いろいろとPRできた結果ではないかなというふうに感じております。

問（3） ありがとうございます。引き続きちょっとお伺いしたいのが、寄附金の額と個人市民税の影響額の関係、収支というのは、どういうふうになっておるのでしょうか。

答（税務） まず、この市民税は、前年の所得に対しまして次年度に賦課されますので、1年度遅れで税収に影響が出てまいります。従いまして、ふるさと応援寄附金の当該年度の収支を試算する場合、収入と支出に1年のずれが生じることを、あらかじめ御承知おきくださるようお願いいたします。

平成27年度決算。これは平成26年中のふるさと応援寄附金が対象ですが、税額控除額で約244万円、111人分の結果となっております。単純に平成27年中の寄附金の額と、平成27年度の個人市民税の税額控除の額を比較、いわゆるキャッシュフローでございますが、いたしますと、寄附金の額は1265万2千円に対して、税額控除の額は244万円。差し引き約1千万円の黒字という結果になってございます。以上でございます。

問（3） ありがとうございます。このページの寄附者の希望する活用事業というのが、区分分けがありまして、その他市長がふさわしいと認める事業というのも大きな金額なんですけれども、その次に、未来を担う人づくり事業で479万4千円とあるんですが、こちら辺というのは、どういうふうに捉えてみえるのか、教えていただけたらと思います。

答（人事） 未来を担う人づくり事業につきましては、基本的にその財源につきましては、例えば、たかはま夢未来塾やこども発達センター、そういった事業にその財源を充てていく、活用していくということでございますが、全国的に子どもさんの将来にわたっての成長。そういったことにやはり皆さん、寄附金を使っていただきたいという、そういう要望が強いということだと考えております。

委員長 ほかに。

問 (11) 今のふるさと応援寄附金ですけど、トップページの 12 月に載ったのが 7 割ということで、トップページに載せることによって、皆さんの注目を引いて、特に 12 月ですと 31 日が締め切りですので、トップページに載せることを重点的にやられたら、こうやってふるさと応援寄附金が集まるのではないかと思います。その点は、どうやって今後工夫されていくか、ちょっとお聞かせください。

答 (人事) そうですね、確かに神谷委員おっしゃるとおり、このふるさとチョイスのトップページに載るというのは、非常に全国的にも注目を浴びるということで、やはりその効果は非常に大きいと考えておりますので、実は、29 年度に、また、トップページに載せられるように、今、申し込みを行っております。ただ、非常にこれ人気が高いものですから、抽選になります。この 10 月に抽選結果が出ますので、もし採択されれば、当初予算で、その分の財源を計上していきたいというふうに考えております。

問 (11) ありがとうございます。トップページに載せるだけではなく、個人ブログですとか、フェイスブックなどで、高浜市のふるさと納税の応援寄附金の中にはこういったものがありますよっていう、個人が取り上げることによって、高浜市の注目度が集まるということにもつながると思いますので、いろいろ工夫していただけるといいなと思います。

主要施策成果説明書の 23 ページの軽自動車税についてお聞きしたいと思いますが、これ、多少ふえておりますが、このふえた要因をお聞かせください。

答 (税務) 軽自動車税でございますが、対前年度 323 万 2,400 円の増。百分率で申し上げますと 4.0%の増となっております。増の要因といたしましては、ページの中の①の種別課税台数の表中に、軽自動車の台数が表示してございますが、対前年度比 395 台の増。1 万 2,238 台が主な要因でございます。

軽自動車につきましては、年々増加しておりまして、その背景としてはガソリン価格の高騰。ちなみに、平成 26 年 7 月現在の全国の平均がリッター当たり 162.4 円で、最近ですとリッター当たり 103.8 円ということで、エコカーブームにのったものが、その背景ではないかと考えております。ちなみに、税制改正による影響でございますが、平成 28 年度以降の新規検査から 13 年を経過し

た車両について税額が上がるといわれている、いわゆる重課課税がございます。こういったものの情報から、早目の買い替えが行われたことは考えられますが、実質的な影響はないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（11） ありがとうございます。私も普段、軽自動車に乗っておりますが、高浜市を走るには、とても都合がいい車だと思っています。また、こういった軽自動車を地元の業者さんから買うことによって、ダイレクトに軽自動車税に反映されますので、なるべく地元の業者さんで購入されたほうがいいのかと思います。

続きまして、市たばこ税ですが、これもマイナス 14.7%ということになっておりますが、これの要因も教えてください。

答（税務） たばこ税につきましては 497 万 2,780 円の減。百分率で申し上げまして 0.2%の減となっております。これは、平成 28 年 5 月に J T が行った全国たばこ喫煙者率調査によりますと、平成 27 年度の喫煙率は 19.3%でございまして、対前年度で 0.6%の減となっております。税額の減の理由が、この喫煙率の低下によるものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

問（5） 主要成果の 7 ページ、19 款、諸収入の収入未済額 275 万 9,108 円。この内訳を教えてください。

答（地域福祉） こちらの未済額につきましては、生活保護費の返還に係る未済額となっております。

問（5） ありがとうございます。前年度と比べて 220 万円余り増額しておりますが、この理由が生活保護費ということによろしいでしょうか。

答（地域福祉） 未済額は、全て生活保護費の返還金でございまして、平成 26 年度までは、当該年度に発生しました返還金の未済額のみということでしたが、平成 27 年度におきましては、過年度分の返還の未済額も含めた額というふうにさせていただいておりますので、この過年度分のものが増えておるといような状況です。

問（5） ありがとうございます。生活保護費過年度返還金が、収入未済のほうに新たに計上されたということで、これまで生活保護費過年度返還金は調



定されてなかったのか。そうであれば、その理由を教えてください。

答（地域福祉） 委員おっしゃるとおり、こちらにつきましては、今まで載せておりませんでした。この大きな要因としましては、会計検査院の御指摘によりまして、債権の回収の促進と、不納欠損の防止などに努めることとして、お願いしたいということもございまして、私ども、こちらへ調定額も含めまして返還金額を載せて、不納欠損の防止とか、債権回収の促進に努めておるといところでございます。

問（５） わかりました。今後は正しく調定していただき、債権の適切な回収をよろしくお願いしたいと思います。

次に主要成果の 17 ページ、市民税の徴収率。調定対比が 91.3%となっておりますが、どのように評価をしているのか教えてください。

答（税務） こちらのほうの徴収率につきましては、これは先の本会議のほうでも申し上げましたけれども、特別徴収義務者が大幅にふえてございます。これが 1 つ。もう 1 つは、そのコンビニ納付といった、その利便性の向上に努めた結果、これが地道な成果を上げているものだという事になっております。また、現年分と過年分、滞納繰越分と両方あるわけですが、平成 27 年度については、過年度分に力を入れたと、結果がそのまま徴収率が反映されているものと考えております。

問（５） ありがとうございます。愛知県内での本市の市民税徴収率の順位と、近隣 5 市の徴収率を教えてください。

答（税務） 市民税の、まず徴収率の県内順位でございますが、高浜市は 54 団体中 32 位となっております。ちなみに近隣 5 市で申し上げますと、碧南市が県内順位が 2 位、刈谷市が 4 位、安城市が 11 位、西尾市が 22 位、知立市が 18 位となっております。

問（５） わかりました。先ほど評価のほうを伺いましたけれども、順位が 54 団体中 32 位ということで、この辺り、どう考えているのか教えてください。

答（税務） 実はこの背景です。これは今年度からの取り組みなんです。愛知県の「愛知の人口」というデータがございまして。その中で、市町村別の外国人の住民数というのがございまして。高浜市は愛知県下で、行政区内にある人

口割合が愛知県内 54 団体中 2 位でございます。ちなみに 1 位が知立市なんですが、外国人の方に対するアプローチというものが今後の課題とっておいて、この割合に比例して、この順位がどうも設定されておるというところを現在分析しておりますので、今年度からこの点について取り組んでまいりたいと、このように考えております。

問（5） ありがとうございます。徴収率の強化、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。次に決算審査意見書の 8 ページ、下のコメントにおいて、「不納欠損額は昨年度より減少しているものの、扱いについては地方税法の規定に基づき適正に処理されるよう強く要望する。」とありますけれども、昨年度も同様の記載があったと思ひますが、どのようなことが指摘されているのか教えてください。

答（税務） 不納欠損の取り扱いにつきましては、やはりその法律にのっとって、厳正な対応をするようにといった御指摘を受けております。ちなみに、不納欠損で私どもの市税の方でやっておるのは、それは税法に背景があるわけですが、この中に、実は執行停止という制度がございます。消滅時効につきましては、5 年間で消滅時効を迎えるわけですが、滞納者の方につきましては、生活が急に収入が減ってしまったようなケースがございます。こういう場合は、執行停止という制度があります。執行停止というのは、3 年間、執行停止をさせていただいたあとに、3 年で不納欠損することができるというように法律で規定がされますので、この点については、滞納者の方の生活状況等をお聞きをいたしまして、こういった制度も活用してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひします。

問（5） わかりました。今後しっかりと対応していただくよう、よろしくお願ひいたします。歳入、最後になりますけれども、主要成果の 33 ページ、先ほども質疑がありましたが、ふるさと応援寄附金。こちらですが、寄附者の居住地はどこが多かったのか教えてください。

答（人事） 具体的な居住地まではちょっと把握しておりませんが、やはりあの関東のほうですね、東京、あと神奈川の方が多いというふうに認識しております。実際、全体で 296 人の方からの寄附がございましたが、県内の方が 68

名で、県外が 228 名となっておりますので、よろしく願いいたします。

問（5） わかりました。しっかりと分析をしていただいて、あと、ふるさと応援寄附金の経費とか、商品代等を差し引いた実収入というのはいくらあるのか教えてください。

答（人事） 実際のところ、寄附金の額が 1,265 万 2 千円ございまして、そのふるさと応援寄附金の事業費として、525 万 3,800 円ございまして、差し引きで 739 万 8,200 円の収益ということとなっております。

問（5） ありがとうございます。実収入が 700 万円ということで、こちらのほう、さらに努力をしていただきたいと思うんですが、先ほど碧南市が、寄附金が 6 億円ということで力を入れていると伺いましたけれども、碧南市と本市を比べて、どこがどう違うのか、どの辺をどういうふうにしていったらさらに税収が上げることができるのか、その辺、分析をどういうふうに行っているのか教えてください。

答（人事） 碧南市のほうは、謝礼品も非常に充実をしている。例えばウナギですとか、ニンジンの関係ですね、そういったものの謝礼品が非常に充実しているのと、あと、ふるさとチョイスとかでの P R を非常に上手く活用されているのかなというところがございまして、やはり本市といたしましても来年度以降、そういった部分で本市の魅力を P R するためにも、先ほど言いましたトップページへの掲載等も含めて、対策を考えていきたいというふうに考えております。

意（5） ありがとうございます。ぜひ、碧南市同様、歳入増に向けて攻めの姿勢、取り組みをぜひ強化していただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（13） 主要成果の 33 ページ、ふるさと納税の関係なんですけども。私自身はですね、これ自体力を入れる、どこまで力を入れていくんだという話だと思うんですよね。要は、目に見えない競争相手という部分が非常に多くてですね、現実的に僕は、税収を得るためにやる必要ないというふうに思ってるんですよ。例えば、高浜の名を広めるとか、高浜の名産品を多くの人に知ってもらうだとか、というような部分で本来は力

を入れていくべきであって、その一部かなという気がしておるんですけども。そういう部分で言うと、ちょっと歳出のほうで聞こうとも思ったんですけども、ここでお聞かせいただきたいと思いますが、税の考え方として、実際どこまでこれに対してですね、高浜は何もやっていないのって言われたときに、いやありますよというレベルから多分始まるとすれば、どのレベルまでの気持ちがあってやっていかれるのかなということを非常に思っています。そこのところを、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

答（人事） 確かにですね、委員の言われるとおりにですね、やはり市の魅力をPRするのが、やっぱり1番の目的であると思っております。ただ、このふるさと応援寄附金の目的といたしましては、全国から寄附金を募ることで、その寄附金を財源としてまちづくりに活用する。で、もう1点がさっき委員が言われたようにですね、1万円以上の寄附をしていただいた市外在住の方に対して、市内業者から購入した謝礼品を寄附者へ送付することで、市のPRや、地域製品の消費拡大を図って、市内産業の振興につなげることにあるというふうに考えておりますので、ですので、他の自治体と、そういった競うというのではなく、いかにして市の魅力を全国に発信できるかを念頭に置いて、今後も魅力ある謝礼品の充実を観光協会を通じて図るとともに、効果的なPR活動に努めてまいりたい。その結果、寄附金額はふえるというようなことであるといいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

意（13） ありがとうございます。まさに言われるとおりでと思いますんで、その部分と、それから、できればですね、よそから寄附金をふるさと納税してもらわんじゃなくて、高浜に住んでいただくというところが、やっぱり1番大事なところだなというふうに思います。それから企業もそうなんですけれども、ふるさと応援寄附金というのは、高浜市民の方で、よその自治体に寄附をすることができるわけですから、それは、人口流出と私は同じだと思うんですよ、意味合いとしては。だから、そのところをきちんと底辺をしっかりと押さえた中でやっていかないと、ここだけを一生懸命力入れていくと、ちょっと違った方向に行くんじゃないかなということを思いますので、ぜひ、いろんな部署、高浜市役所の中でもいろんな部署の横の連携も取りながら、やっていた

できればというふうに思います。お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、これにて歳入についての質疑を打ち切ります。暫時休憩いたします。再開は10時35分。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時35分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、歳出についての質疑を行います。

〈歳出〉

1 款 議会費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1款、議会費についての質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を許します。

問(15) 主要成果のほうの95ページ、96ページですけれども、さっきも話がありましたように、高浜も県下において外国人の占める割合が非常に多いと

いうことで、昨年ですね、初めて本市におきましても、外国人に対する防災訓練がありましたけれども、まずその感想と、それから今後どういった取り組みをしていくのか。例えば人数をふやす上において、どのように今考えておるのかと。

それからもう1点、やはり同じように防災リーダー養成講座においても、今後の実施予定をお聞きしたいと思います。去年は72名の参加者がありましたけれども、この72名でいいものか。または、僕はもっとふやさないかんとは思っておりますけれども、人数的にはどのように考えておるのか。

それと72名参加しましたけれども、こういった方たちが、その1回だけ養成講座に参加して、そのあと、もう少しステップアップできるような、何かそういうものもやっぱり僕は必要と思っておりますけれども、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、要するに避難所、運営ゲームのですね、この実施訓練、これは確か、吉浜のまちづくり協議会もやったと聞いておりますけれども、この市内における実施状況についても、お伺いをいたします。以上です。

答（都市防災） 最初の御質問の外国人に対する防災の取り組みでございますが、委員がおっしゃられたとおり、昨年度から新たな取り組みということで開始をいたしております。昨年度につきましては、11月に1回実施をしたわけでございますが、参加人数は25人となっております、当初の目標数値よりはかなり低い数字となっております。こういった状況を分析をいたしまして、今後も継続して行っていきたいという考えを持っているわけですが、去年は1カ所に会場を決めまして、そこに集まっていただくという形をとりましたが、なかなかそういった形では集まっていただけないという課題も見つかりましたので、例えば、今年度につきましては、外国人が多く住まれます県営住宅ですとか、そういった近くの間をお借りしながらですね、より身近な場の中で外国人の方が集まってきやすい場所を設定しながらですね、行っていきたいというふうに考えております。

それから、リーダー養成講座の関係でございますが、こちら昨年度から新たに組み込んだ活動となります。昨年度の人数につきましては、主要成果のと

おりとなっておりますが、本年度につきましても既に、基礎編、避難所運営編と終了しております、ほぼ定員に近い人数の方が、参加をいただいております。今後です、数年間はこの講座を継続していきたいというふうに思っております。また、来年もしくは再来年あたりに一度、フォローアップ研修ということも踏まえまして、実施をしていきたいと考えております。実際にこちらで受講された方が、今年の防災訓練におきまして、講師となられまして、例えば、段ボールを使ったベッド作りですとか、そういったことにも活躍されておりますので、成果もあらわれておるのかなというふうに感じております。

それから、HUGの関係でございますが、昨年度、吉浜まち協のほうで実施をいたしました、今年度におきましても、例えば子ども防災のリーダー養成講座等におきまして、実施をされてみえるという形になっております。以上でございます。

問(15) 外国人の防災訓練の日程は、もうこれは決まっておるのでしょうか。もし決まっておれば教えてください。それと、内容的には去年と何か変わった取り組みを考えておるのか。

それから、防災リーダー養成講座のほうにおきましては、今、フォローアップ研修をするということで、本当にこれはいいことだと思っております。養成講座研修は、何名の方が今回、これはやっぱり前期、後期やるかと思うんですけれども、何名の方が今、受講されておるのか。

答(都市防災) 本年度におきます外国人の訓練の日程でございますが、現状の予定でございますと、吉浜の県営住宅さんのほうが、来年の1月もしくは2月あたりに、自治会独自で訓練を予定されてみえるということをお伺いしておりますので、そのタイミングに合わせて外国人の防災訓練も実施できればなというふうに考えております。

それから、これまで受講された防災リーダーの養成講座の人数でございますが、合計で今年、昨年と2年間の分になりますが、112人という形になっております。

外国人防災訓練の内容でございますが、基本は、昨年度行いました体験型、あとはレスキューストックヤードさんによります講座という形の二本立てで考

えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

問(15) ありがとうございます。よろしく願いいたします。それとですね、もう1点ですけれども、同じく主要成果の100ページ、市税等徴収事業で、今回、市税の徴収員が3人から1人に減っております。このまず理由。それから、訪問件数が3人の時は、単純にこれ去年の場合ですけれど3で割れば1,700件ですけれども、今回これ3,649件になっておりますけれども、このちょっと理由といいますか、なぜ減らしたのかということと、それからもう1点はですね、西三河地方税滞納整理機構に移管するわけですけれども、この移管する基準、どういったものを移管するかの基準。それから、例えば27年度においては、滞納件数の何%を移管したのか。また、金額的には何%を移管したのか。

それからもう1点が、27年度の差押え件数がわかっておりましたら教えてください。

答(税務) まず、市税徴収員の関係でございますが、これはですね、条例で決まっておりますいわゆる非常勤特別職という形になります。月額報酬12万7千円で、このときに減ったのは、実は確保ができなかったということでございます。

次に、西三河滞納整理機構へ移管の基準でございますが、原則、市県民税。やはり県のほうが徴収になりますので、市県民税プラス固定資産税という形になりますが、それに合わせて金額的には50万円以上、かつ、納付誓約を不履行の者であって、財産を有する者という形になります。西三河滞納整理機構そのものですね、実は、財産処分を目的とした機構でございますので、財産調査は私ども市のほうで行いまして、そこから財産処分の手続きに入るということでこのような基準になってございます。

差押え件数でございますが、滞納整理機構において処分をした件数は18件。参考までに、高浜市において処分した件数は55件となっておりまして、差押えの対象になった金額は、滞納整理機構は1,290万円ほど。参考までに、市役所において処分した金額は2,630万円ほどで、市役所のほうが多いでございます。移管した総額でございますが、滞納整理機構に移管した総額につきましては、27年度は、1億5,600万円ほどを移管しております。従いまして、滞納整理機



構において財産処分をするということは目的ではございますが、申し上げたとおり移管した金額とかなり乖離がある、ということはどういうことかと申しますと、やはり最後の法的手段に訴えた場合に、やはり滞納者の方が面接に応じて、自主納付に応じておる。このような結果になっておりますので、よろしくお願いいたします。

問（15） 先ほどの、徴収員においては確保ができなかったということで、26年度の場合は3人で、単純にさっき言ったように割れば、訪問件数が1,711件ですけども、今回これ、実際3千6百何十件か書いてある、これはどういうことですか、これは。1人で回ったということですか。

答（税務） 訪問件数が3,649件で、対前年比でマイナス1,485件という結果になっておりまして、やはり人数が減ったことの影響が出ておるということと、あとは徴収金額が1,677万5,742円と書いてございますが、対前年と比べまして百分率で申し上げますと12.3%の減となっておりますので、やはり市税徴収さんの訪問というのは、それなりの効果があるんですが、やはり、御自宅に訪問をして約束を、ということになりますので、このような結果になっております。ちなみに人員で、お一人で回ったのかということですが、今現在、大体この程度、お一人で回るような形になっておりますので、お一人の場合は大体、こういった形になろうかと思っております。

委員長 ほかに。

問（2） 主要成果説明書の64ページになります。2款1項8目、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業で、地方創生の取り組みの一つとして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、市公式ホームページのトップページのリニューアルをしたとあります。その効果について、まず伺いたいと思います。

答（総合政策） 本事業でございますが、まち、ひと、しごと創生法に基づく総合戦略の策定に先立ち、国の平成26年度補正予算におきまして、仕事と人の好循環の確立を目的とし、交付されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、人の流れを本市に呼び込む手段の一つとして、市の情報の玄関口であります、市公式ホームページのトップページをわかりやすく、

より魅力的なものへとリニューアルするものでございました。

平成 27 年 10 月 1 日より、現在のトップページへとリニューアルした結果、リニューアル前の平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までと、リニューアル後の平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日のアクセス件数を比較しますと、約 6.5%アクセス数が増加しているという結果になりまして、市の情報発信の向上につながったと思っております。

また、より人の流れを生み出すための情報発信強化という観点から、ホームページの多言語対応化も、本年 8 月より実施しており、ますます情報の発信強化に努めてまいりたいと思っております。

問（2） どうもありがとうございます。それに関連してですね、主要新規事業等の概要というのを見ますと、これ 5 ページに書いてあるんですけど、その目的にですね、より魅力的なホームページのトップページを作成することで、本市に転入したいという人をふやしという、ものすごく立派な目的が書かれているんです。それはそれで結構なんですけれど。であるならば、取組内容の成果のところ、じゃあ結果、何人ふえましたっていうのがあるべきであって、それが、閲覧者がふえましたっていうまとめでは、これはやっぱり、普段皆さんがよくおっしゃる P D C A サイクルにのっとらんのですけど。

答（総合政策） 本事業 1 つをとって、高浜市に転入を考えて、どれぐらいの転入増につながったかという点につきましては、正直わかりません。高浜市に転入を考えている方が、高浜市を知るためにホームページをごらんになる方は多いと思います。従いまして、高浜市の取り組みや良さを多くの方に知ってもらい、高浜市に転入したいという人をふやしていくために、市公式ホームページのトップページのリニューアルを実施したところでございます。

問（2） 肩肘を張らずにですね、やっぱり見やすいホームページにするんだという目的でいいんじゃないかと思えます。それと、月平均 800 件増えたんで、成果があったというまとめになってるんですけど、本来だったら目的のところ、このホームページをリニューアルすることによって、従来に対して 10%の増の閲覧者をみるんですよという目的にしたならば、今回の 7%というんだったら、目標は達成してないわけで、必ずしも評価が○というわけじゃないし、

あるいは5%増にするんですよってという目標に対して7%なら、やっぱりそれなりに効果があったっていうふうになると思います。ですから、こういうものをつくるときにはですね、やはり、あることをやることによって、その結果としての成果は、やっぱり数字的に今よりも何%ふやすんだとかっていう、そういう決め事をやっぱりきちんとやっていただくべきだと思います。何か意見があれば。

答（総合政策） 人口増につながったかという御質問でございますが、ちなみに平成27年10月1日の高浜市の人口が4万6,633人でございますが、平成28年、直近の9月1日の人口でございますが4万7,231人。プラス598人で、増となっております。ただ、このホームページを見て人口がふえたかというのと、必ずしも、ちょっと「？」がつかますけども、なるべく高浜市に住みたいと思っただけのように、よりわかりやすく、より魅力的な情報発信、こういったものに努めてまいりたいと考えております。

問（2） ありがとうございます。次に80ページ、アシタのたかはま研究事業になりますけど、しあわせづくり計画の策定になりますけど、計画策定に対してこれまでにない取り組みを行っていると感じておりますけれど、どんなことを意識して計画を作成されましたでしょうか。

答（総合政策） すべての市民が「幸せ」を感じ、市民一人ひとりが「高浜市に暮らす幸せ」のために、一人ひとりができることを詰め込みましたしあわせづくり計画、第3次地域福祉計画を、地域福祉計画策定委員会や市民ワークショップを通して、平成28年3月に策定をいたしましたところでございます。

本編と実践編を作成しまして、実践編では、A5判で手に取って読みやすい形にするとともに、自分たちができることを楽しく実践するためのやり方が載っております。また、本計画では、市民ワークショップを円滑に進めるために、事前にファシリテーション研修を実施するなど、職員の人材育成にも注力したことや、従来の計画のような行政の取り組みだけではなく、市民の実践を意識した計画としたこと。あと、今まで市の取り組みに関わったことがないような若い世代、こういった方に積極的にアプローチしまして、ワークショップを実施したこと。計画の発信手段として動画を用いたことなど、新たな計画策

定のプロセスにチャレンジしてつくり上げたことが、高浜市しあわせづくり計画の特徴でもございます。

問（２） ありがとうございます。最後になりますが、今後、しあわせづくり計画をどのように実践していくのかお伺いたします。

答（総合政策） 今後の取り組みでございますが、しあわせづくり計画に掲げる「自分たちができること」が実践されていくように、実践プロジェクトを進めていく計画でございます。既に市職員 12 名によるプロジェクトチームを立ち上げ、市民を巻き込んでいくための準備を進めております。本計画を着実に実践、発展させていくために、今後は一緒に活動を実践していく市民を募集して、本格的な活動をやっていきたいと思っております。

意（２） どうもありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（11） 94 ページの福祉避難所には、紙おむつとか紙パンツとかがありますが、これよく避難所で生理用品のことが話題になりますけれど、生理用品は各避難所に置いてあるのでしょうか。

答（都市防災） 御質問のございました、福祉避難所に設置いたしました資機材の中には、生理用品等は入っておりません。これは、各施設側とですね、何が必要かというところを優先順位を決めておりまして、その中で購入したものという形になっております。御質問の生理用品、女性用の肌着等につきましては市のほうで備蓄を進めておりまして、現在、保管をしておるような状況になっております。以上でございます。

問（11） ありがとうございます。あとですね、避難所にですね、このあいだも防災訓練がありまして、地域の集会場に行ったんですけど、そこではワイ・ファイとかの設備はなかったんですけど、今度、市役所はワイ・ファイのアンテナがつくみたいなの、無料のアンテナがつくということでしたけれど、それ以外のところはどうなっているのでしょうか。

答（都市防災） 避難所関係におけるワイ・ファイ等の整備につきましては、今のところ整備は未整備の状況でございまして、今後も、今のところ予定はないという状況になっております。各町内会ですとか、まち協さんのほうには、

MCA無線ですとか、小型無線機のほうを配備しておりますので、そういったものを活用しながら、情報共有に努めていきたいというふうに考えております。

答（行政 主幹） 市役所のワイ・ファイ設備についてですけれども、一般開放するようなワイ・ファイっていうことは、現在、整備の中には入っておりませんので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

問（5） 主要成果の44ページ、2款1項3目の町内会集会所等建設費補助金で、碧海町町内会集会所において、白アリの駆除とありますけれども、施設の改修にかからないこのような経費も対象となるのか、改めて補助の対象となるものを教えてください。

答（総合政策） 44ページ、碧海町の集会所でございますが、こちらは町内会集会所等建設費補助金交付基準にのっとりまして交付をさせていただいております。交付の要綱でございますが、集会所の補助は、改造に要した額の2分の1を乗じた額とし、限度額を200万円としておりますので、こういった白アリの修繕、そういったものも改造に加わるということで、交付をさせていただいております。

問（5） 44ページの説明では、再発を防ぐため白アリの駆除を行った、とあるんですけれど。その白アリ駆除という行為に対しても、補助金が出るということによろしいですか。

答（総合政策） そうですね、主なものとして、白アリに関する破損部の修復、また、これを防ぐための白アリの駆除を行ったというところでございます。

問（5） わかりました。今後、明確なしっかりとした基準をもって、交付をしていただきたいと思います。

次に、主要成果45ページ、まちづくり協議会の中で、吉浜と高浜まちづくり協議会の交付額がほかに比べて多いですが、その理由を教えてください。また、この2つのまちづくり協議会の繰越金の残高はいくらあるのか、合わせて教えてください。

答（総合政策 主幹） 吉浜まちづくり協議会と高浜まちづくり協議会の金額につきましてということですが、吉浜まちづくり協議会につきましては、伝統

文化の関係で、人形の部分に係るところに力を入れているということで、そういったところで吉浜まちづくり協議会については、金額がふえているということになっております。あと、高浜まちづくり協議会につきましては、ほかのところにつきましては夏祭りというようところが公民館であったり、町内会であったりというところが担っているんですが、高浜まちづくり協議会については、まちづくり協議会の事業の中で夏祭りの費用を計上しておりますので、その分が、ほかよりちょっと金額がのしているという形になっております。

次に、2つのまちづくり協議会の繰越金の額というところですが、まず吉浜まちづくり協議会につきましては、平成28年度の当初に繰り越した金額としましては、619万4,528円を繰越金として28年度に繰り越しております。高浜まちづくり協議会につきましては、239万7,336円を平成28年度予算へ繰り越しているという形になっております。

問（5） ありがとうございます。まちづくり協議会も公的団体であることを考えると公金となってくるので、事業費についてこの繰越金をまず使っていただいて、足りない分を交付金として交付したほうが、公的団体としての透明化がされると思いますけれども、市としての見解を教えてください。

答（総合政策） 繰越金額が多い理由としましては、地域内分権推進事業交付金。いわゆる委譲事業でございます。もともと市が実施していた事業のうち、地域で取り組んだほうが良いサービスにつながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、まち協が仕事として受けたものでございます。ですので、交付金の使途は自由でありまして精算がないため、事業を効率よく経費をかけなければ、その分、他の事業へまわすこともできますが、ほかの事業へまわさなければ余っていくこととなっております。対策としましては、必要な事業へ使っていただくとか、将来に使う、大規模改修に使用できる積み立ても、可能にしていきたいと考えております。

問（5） わかりました。繰越金の有効な活用をしていただきたいのと、やっぱり公的団体であるので、そのあたり、その団体が繰越金を現玉で持っているということ。この辺についても、もう少しきちっとみていただいたほうが、私は良いと思います。

次に、主要成果 50 ページで 2 款 1 項 4 目、情報公開事業の中で、ちょっと素朴な疑問なんですけども、義務公開とあって、非公開というのが 1 件あるんですけれど、義務公開で非公開の理由。これが何だったのか教えてください。

答(行政 主幹) ただいま御質問のありました非公開の 1 件につきましては、医療法人豊田会の運営委員会の会議録の公開請求に対しまして、法人等に関する情報でありまして、また、当該法人のほうから公開しないことを前提に提供されておるという内容で、非公開と決定させていただいております。

問(5) 義務公開であって、そういった理由があると公開しない。その明確なその基準ってというのはあるんですか。

答(行政 主幹) まず、義務公開というのが、平成 4 年 4 月 1 日以降に市が作成または取得した文書という形になっております。で、その条例の中でですね、非公開情報というところで規定がされておまして、その条文に該当しておりましたので、非公開という判断をされたと伺っております。以上です。

問(5) わかりました。市政のさらなる透明化を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、主要成果 62 ページ、主要新規等の概要の 55 ページの 2 款 1 項 7 目、業務改善推進事業でございますが、事業内容で 207 ファイルメーター分を電子化するとあって、取り組み内容と成果のところでは 140 ファイルメーターを電子化したとなっておりますけれども、この残り 70 ファイルメーターはどうなったのか教えてください。

答(行政 主幹) 平成 27 年度、各グループに直接ヒアリングをさせていただきまして、12 のグループから電子化の要望がありまして、この内容を補正予算で御議決いただきました。その 200 ファイルメートルに対して 140 ファイルメートル近く PDF 化をさせていただきましたが、残りの分につきましては、各担当グループにヒアリングをした際に、保存すべき文書ではないというようなもの、保管しておく必要がないというものについて、廃棄するよう依頼をしたというところとなります。

問(5) そうすると、今のこの業務改善事業は、当初目標に掲げておりますけれども、この目標どおり進んでいると考えていいのか悪いのか、教えてください。

さい。

答（行政 主幹） 目標に対し、正直なところ到達はできませんでした。それで、庁舎移転までの間に向け、新庁舎でも文書のほうが保管できるように、引き続き現在もなんですが、図面も含めてPDF化を図っておりますので、御理解ください。

問（5） 目標どおりいかないこともあると思いますけれども、そこはしっかりと目標できる達成、そこをしっかりとやっていただかないと、税金の無駄遣いっていうのも起こってくると思うので、その辺のしっかり原因を把握して、改善、これはどのようにしていくのか今後、教えていただけますでしょうか。

答（行政 主幹） 現在ですね、目標に到達していないというところですね、毎月、各グループリーダー、文書取扱主任者の方を交えて、現状をお伝えさせていただいて、それに対して、いつまでに何をやっていただけるかという内容を把握させていただいた上で、個別に催促等させていただいております。

問（5） ありがとうございます。ぜひ業務改善、しっかりと行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、主要成果の 63 ページ、2 款 1 項 8 目、広報広聴事業の広報原稿準備業務委託料 174 万 960 円について。これは、これまでも再三、指摘をしてまいりましたけれども、なぜ、まだ広報紙の割りつけを外部に委託し続けるのか。年 24 回の発行なので、1 回当たり 7 万円。時給でみると、以前の答弁からすると 1,458 円。一般的な市場価格からみても高額であって、さらに在宅での作業の時給相場。こちらからみてもかなり高額と考えますけれども、再度、見解をよろしくお願いいたします。

委員長 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は 11 時 15 分。

休憩 午前 11 時 7 分

再開 午前 11 時 15 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。



答（総合政策） 広報原稿準備業務委託料の関係でございますが、議員の御指摘を受けまして、一度、印刷業者に委託はできないかというふうで相談をさせていただきました。そうしたところ、ページに収まるように原稿を調整することは、印刷業者にはできないというふうで、実は、お断りを受けております。受託業者がないため、平成28年度も引き続き総合サービスで委託しておりますが、常に見直しの検討はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

問（5） ありがとうございます。改善をさせていただいているということですが、厳しい財政状況の中、市は、市民にも痛みを求めている状況でございます。職員で十分にできる業務であると考えます。もうこの委託はやめていただきたいと強く要望しておきます。

2款、最後になりますけれども主要成果の82ページ、主要新規事業等の概要の57ページ、2款1項12目、公共施設あり方計画推進事業でございますけれども、公共施設マネジメントについて見識のある大学教授から、本市における各検討部会の検討内容や、住民理解に関するアドバイスを受けることと書いてありますけれども、中央公民館の取り壊しや、高浜小学校等整備事業に対して、どのようなアドバイスをいただいたのか。また、公共施設マネジメント推進委員会では、どのような意見等が出て、どのような議論をしたのか教えてください。

答（行政） ただいまの御質問につきましてははですね、どちらかというとその総論の部分、要は、公共施設のあり方の取り組みに係る全体的な考え方、そういったもののところについて、御助言だとかそういったものをいただいております。ただ、私どものほうもその委員会の中で、高浜小学校の事例を出したりだとか、そういったものをお示しをする中で、そういった取り組みに関しては、全国的にはこんなような取り組みがあるだとか、そういったような、その情報提供ではないですけども、そういったものをいただいているというのが、この委員会のそのときの実態でございます。

問（5） せっかく税金払って、アドバイザーを雇っている。そんな状況で、この一番重要な、市民にとって重要な、この中央公民館の取り壊しとか、高浜

小学校等整備事業について、積極的にアドバイスを受けなかったっていうのは、どういうことなのかちょっと教えてください。

答（行政） 積極的にというかですね、要は、こういったその個々の施設でのその取り組みといったところは、実情のほうも御説明のほうはさせていただいてございます。当然、そういったその各論の部分に入れば、いろんなそのお声を聞くというようなことも、先生方からもお話は伺っております。では、総体的な対策ではないですけども、やはり、一つ課題になっておるのはどちらかという、その若い世代の方にお声が届いてはないんじゃないかと。27年度に説明会というのを実施をしましてまいりましたけれども、やはり、その参加された年代層を見てみますと、どちらかという高齢の方が少し多いかなというところもございます。これから、その高浜市の次の世代というか、また次の世代につながっていくためにはですね、やはりそういったその若い世代の取り組みではないですけども、そういった方に理解を求めるには、こういったようなことがありますかとかいうような、そういったものは求めさせていただいてはいます。

問（5） ありがとうございます。若い世代に声が届いていないっていう意見をいただきながら、急いで強引に進めていったのはなぜか。このあたりも教えていただきたいと思います。

答（行政） 強引というかですね、これまで、この取り組みという、平成23年度に白書を作成して以降ですね、24年度からいろんな取り組みを進めてまいりました。その中で26年度のあり方計画案の中におきましても、今回の件につきましては、機能移転をするというようなお話もこう進めてまいりました。拙速にやられてみえるというようなお感じを、感想を持ってみえるかと思っておりますけども、市といたしましては、その計画にのっとり、これまで進めてきたという認識でございます。

問（5） 拙速に進めてきたっていう認識っていうことですけども、今の高浜市の状況を見て、そういったことがなぜ発言できるのか。私は、すごく疑問に感じますけれど、そのあたりどう考えているのか、もう一度お聞かせください。

答（行政） ただいま拙速と申し上げたのは、いろんな住民の方のお声をお聞

きしておる中での発言ということで、御理解いただきたいと思います。

問（５） やっぱり、今の高浜市で市民の理解を得られていないとか、急ぎ過ぎたとか、一旦、立ち止まったほうがよいという意見も多くあると思うんですけども、このあたりを私も再三、議会のほうで申し上げさせていただいたんですけど、そのあたりどう考えているのか、もう一度、見解をよろしく願いたいと思います。

答（総務部） 公共施設のあり方の取り組みにつきましては、平成 23 年度に公共施設の白書を策定をいたしました。その後、公共施設の第三者による委員会を設置して、委員会でも御議論をいただき、それが平成 26 年 6 月の公共施設あり方計画案に、また、平成 27 年度の公共施設総合管理計画へとつないでまいりました。この間、5 年間にわたる議論を重ねてまいりましたし、議会におきましても、平成 26 年の 7 月だと思いましたが、公共施設あり方検討特別委員会を設置し、以後、30 回近い御議論、御審議をいただいていたところでございます。このように、時間をかけて議論をして進めてきておりますので、拙速ではないかという御指摘をいただいておりますけれども、我々としては、平成 26 年度、27 年度と、市民説明会を開催させていただき、また、町内会その他各種団体にも足を運ばせていただいて、御説明を申し上げてまいりました。そういった中での中央公民館の問題でありますとか、高浜小学校への問題につないできておりますので、よろしく願いたいと思います。

問（５） 今、長い間、議論をしてきたってということですがけれども、全体的な話は議論をしてきたとは思いますが、この中央公民館の取り壊しについては、議会に初めて示されたのは平成 27 年 8 月ですので、そのあたりはしっかりと認識しておいていただきたいと思います。この委員会について、アドバイザーについて、本当に今機能してきたのか、すごく疑問を感じますが、こういった委員会を設置しても住民投票にまで発展してしまった本市の状況を踏まえ、この委員会やアドバイザーの意義はあったのかなかったのか、教えていただきたいと思います。

答（総務部） ただいま、長谷川委員の御質問の中で、中央公民館の問題が、議会にお示しをしたのが平成 27 年 8 月というお話でございましたけれども、平

成 27 年の 2 月の公共施設あり方検討特別委員会の中で、中央公民館については、当初 30 年度から 33 年度に取り壊しの予定であったけれども、成り立つ財政計画を当局から示してほしいという御要望などもいただきまして、27 年の 2 月に、そういった案をお示しをしたものと記憶をいたしております。

公共施設のマネジメント委員会は、公共施設のあり方及び公共施設の総合管理計画全般にわたることに対しての意見交換、御助言等をいただいております。個々の施設をどうするかというのは、それは、市の政策的なものとして進めていくべきものと考えておりますので、委員会の存在意義がなかったということとは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

意（5） 今、中央公民館の取り壊しの件が平成 27 年 2 月に出たっていうことですけれど、議事録しっかり見ていただきたいと思うんですけれど。公共施設のあり方検討特別委員会の中で、平成 27 年 5 月のときに、私が中央公民館の取り壊しは噂で聞いているけれども、本当にあるのかないのかって聞いたときに、市長はまだそういった話はないと、しっかりおっしゃってますので、そういった間違った答弁はやめていただきたいと思います。平成 27 年 8 月に、我々議会に対し、初めて中央公民館の取り壊し、こちらが示されたということですので、もう一度、確認をしていただきたいと思います。来年度予算では、委員会のメンバーの交代やアドバイザーの廃止等を含め、考えていただくことを強く要望しておきます。以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、2 款、総務費についての質疑を打ち切ります。

3 款 民生費

委員長 質疑を許します。

問（15） 主要成果の152、153ですけれども、生活困窮者自立支援事業の中です、今回、新たに任意事業として就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業、こういったものが入ったわけですが、その中で、まずこの153ページの就労準備支援事業を見ますと、今年度は支援対象者がなく、利用実績はありませんでしたという、こういったのが入っています。ちょっとこの件について、まず御説明をしていただきたいと思います。

答（地域福祉 主幹） 昨年度の就労準備支援事業の実績でございますが、今、議員がおっしゃられたとおり、ゼロ件となっております。この要因といたしましては、この事業が、地域の方々や地域の関係機関に十分に浸透していなかったということが、まず、1つ考えられたところでございます。このため、今年度につきましては、事業の周知徹底に努めるということ、これをまず優先的、重点的に行うとともに、生活困窮者の方が相談に訪れることが考えられる医療機関であったり、ハローワーク、こういった地域の関係機関への協力、これを要請いたしまして、地域のネットワークを充実強化することに力を入れることにいたしたいと考えているところでございます。

問（15） 多分これ、窓口だけの対応であれば恐らくね、やはりこういったような結果だと思いますので、今の答弁がありますように、やっぱり積極的に外に打って出てもらって、いろんな情報をしっかり得て、対応してもらいたいと思います。

それとですね、ちょっと若干、これ関係があるかと思うんですけれども、118ページですね、子ども健全育成支援員の項目がありますけれども、この中にはですね、やはり同じような生活困窮状態の人たちに対しまして、この事業成果としまして、結果、企業への就職とかアルバイト就労が8人とあります。これは、こういった取り組みのもとにこういったような成果であったのか、出たのか、ちょっとこれも教えていただきたいと思います。

答（地域福祉 主幹） 子ども健全育成支援員につきましては、平成27年の4月から福祉部に配置しているところなんですけれども、主な業務といたしましては、学校関係者であったり、保護者、そういった地域の方々から進学や就職、不登校、そういった、さまざまな課題を抱えた子どもや若者に関する情報の提

供を受けまして、その相談に応じて、相談者に寄り添いながら、伴走型の支援を行うというものでございます。

相談窓口に現れる方ではなくて、非常勤特別職として元校長先生にお越しいただいているんですけれども、そういった元校長先生という強み、人脈を生かしていただいて、学校であるとか、地域の方々、そういったところから、支援が必要な子どもの情報を取れるということで、生活困窮者自立支援事業とは別の観点からの成果を上げることができているというふうに考えているところでございます。

問(15) 今、この企業に就職とかアルバイト支援で、就労で8人とあります。これ実際、これ企業への就職ってのは、これはもし実績が、もし何名か、わかっておったら教えてください。

答(地域福祉 主幹) 昨年度、企業への就職やアルバイト就労ということで8人、成果として上げさせていただいているんですけれども、8人のうち企業に就職したのが3名、その他、非常勤等のアルバイトが5名となっております。以上です。

問(15) ありがとうございます。つきましては、同じこの学習支援事業、153ページについて、またお伺いをしたいと思いますけれども、まず、これの学年別または学校別にもし人数がわかっておったら教えてください。

それから、参加の状況ですけれども、例えば、1回来て止めてしまったとか、または逆に毎回来てるとか、こういったような状況があったら教えてください。

それと最後にですね、やっぱり1番大事なものは、1年間、これは経過しておりますけれども、この事業をどのように検証するのか、これも教えてください。以上です。

答(地域福祉 主幹) まず、昨年度の利用者の実績なんですけれども、昨年は、支援が必要な子ども36人を事業の実施につなげまして、その学年等々の内訳を申し上げますと中学1年生が9名。2年生が12名。3年生が14名。その他、高校を中退された方が1名となっていたところでございます。

次に、学習支援の学校別の内訳なんですけれども、高浜中学校のほうが19名。南中学校のほうで16名となっております。

次に、今年度の事業の検証ということなんですけれども、昨年度中学校だけを対象にしていたところ、今年度からは高校中退防止の観点から高校生にも対象者を拡大したところでは、現に今、8名の高校生の子どもたちが、この学習支援に通っているんですけれども、今年度はまず、こういった高校中退防止の取り組みというのが、どういうふうに機能するかということに重点を絞って、その成果というものを検証してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

問（15） わかりました。さっきの参加状況のことで今言ったように、1回だけでやめられてしまったとか、毎回来ている、この状況どうですか。

答（地域福祉 主幹） 昨年、36人の利用登録があったんですけれども、1回平均当たりで参加している児童の数というのは、16人となってございます。途中でやめられる方というのが、やはりどうしても出てきておりました、その結果につきましては、アンケート調査なんかで状況を把握しているんですが、その理由のほうをみますと、やはり、継続して通っていたんですけれども、途中で一旦、参加するのをやめてしまったために、次からまた新たに参加するのが難しいといった理由であったり、どうしても時間が合わないということがございましたので、こういった点については、改善の余地があるというふうに私どもも考えておりますので、何らかの事業の工夫を講じることによって、こういった途中でやめられる子どもたちについても、継続的な支援につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

意（15） 先ほどの8名の方が、高校生になってもまだみえているということで、そういった面では非常に効果があるけれども、検証としてはもっともっと、じっくりやっていきたいということですね。わかりました。

委員長 ほかに。

問（10） 主要成果説明書の125ページ、3款1項2目の地域福祉推進費ですけれども、避難行動要支援者支援事業について、お伺いをしたいと思います。避難行動要支援者の名簿提供について、この名簿をどのように活用するかが、実際、被害が、災害が発生したときに重要であると考えますけれども、この点について当局はどのように考えておりますか。

答（地域福祉） 避難行動要支援者名簿の活用についての御質問でございますが、災害発生時に町内会、まちづくり協議会、民生委員の、地域をよく知ってみえる皆様が協力して安否確認を行っていただき、要支援者の安全確保に努めていただくということが重要だと考えております。このことから、名簿の配付時にその重要性を啓発するとともに、平常時からの声掛け、また、防災訓練での活用についてお願いしていきたいと考えております。

問（10） ありがとうございます。避難行動要支援者名簿は、それを提供することを目的とするものではなくて、それを活用して、いざというときに役立つ、役立たせていただくように、地域に働きかけを行っていただきたいと思っております。

次に、要支援者の避難行動計画である、個別計画を高浜小学校区をモデル地区として実施したと伺っておりますけれども、その成果と課題についてお聞かせをください。

答（地域福祉） 高浜小学校区で実施をいたしました個別計画の策定でございますが、成果といたしましては、251 人の避難行動要支援者名簿登録者に対しまして 159 人、63%の方の個別計画の提出を受けております。おおむね、町内会加入者の方から御提出を受けたものと考えております。

課題でございますが、個別計画の記載の中で、支援をする方の欄が未記入のものがあったり、また、町内会未加入者への対応をどうするんだというべき点が、課題として挙げられます。町内会の班長様、理事様を推進役のコーディネーターとして進めてまいりましたが、民生委員さんの協力も必要であるというところを感じたところであります。他の小学校区では、これらの課題を踏まえまして関係機関と調整し、実施をしてまいりたいと考えております。

問（10） 次に、165 ページの 3 款 2 項 2 目、保育サービス費の関係ですけれども、平成 27 年度から子ども子育て支援新事業が導入されました。その影響で保育園の事業費が、約 1 億円増加となっていると思います。市の負担としては、どの程度の増額になっているのか教えてください。

答（こども育成） 平成 27 年度から子ども子育て支援新制度が導入されまして、国・県・市等が負担する金額が、前年度の 26 年と比べて大きく見直しとなって



おります。非常に複雑に変わっておりますので、簡単に増減の御説明をさせていただきます。

まず、歳入といたしましては、保護者に御負担いただく保育料ですが、おおむね2,800万円の増額になっております。国や県の負担金や補助金につきましては、4,600万円の増額。その他の歳入も含めると、全体で7,900万円余の増額となっております。

歳出につきましては、保育園の事業費として約1億円の増額になっております。主な要因としましては、受け入れ児童数の増加に加えまして、ひかりこども園が子ども子育て支援新制度の認定こども園に移行せずに、従来の保育所という形態になりましたことによりまして、保育料が、市の歳入になったことによる増額がありますほか、民間園に対する運営費の支出が、従来の保育単価から公定価格に改められておりまして、地域区分などが変更され、増額となっております。さらに吉浜さんさん保育園では、平成27年度から3歳児20名の定員を新たに追加したことにより、増額となっております。

その他ですが、平成26年度には10款の幼児教育費で計上しておりました認定こども園の幼稚園機能部分に係る補助金が、新制度の導入に当たりまして、平成27年度からは、3款の保育サービス費で計上しておるようなこともございまして、単純な比較はしにくくなっているような要素がございます。

以上を踏まえまして、公立園の幼稚園、保育園の職員の人件費も含めまして、保育サービス費、幼児教育費、さらに、子ども子育て支援新制度を導入いたしました、家庭的保育事業の事業費を合わせた、保育関係の歳入歳出を全体で考えますと、市の負担額としては約1,300万円程度の増額となっておりますので、よろしく願いいたします。

問(10) ありがとうございます。今、話がありました吉浜さんさん保育園、平成27年度には定員20名が増になっていますけれども、今後も定員増になりますでしょうか。

答(こども育成) 吉浜さんさん保育園は、当初からですね、0歳児から5歳児までを受け入れをする予定の園として、開設をされております。平成26年度の開設時には、0歳から3歳児までを受け入れをいたしまして、0歳児6名、

1歳児20名、2歳児20名の、計46名の定員でスタートしております。翌平成27年度には、定員20名の2歳児が3歳児になりまして、その分の3歳児の定員が20名増となっております。定員増加分の事業費としましては、おおむね730万円程度となっております。

また、平成28年度には、3歳児が4歳児になりますので、さらに定員20名の増となっております。今後、平成29年度には、今の4歳児が5歳児になりますので、さらに定員を20名増とし、初めての卒園児を送り出すことになる予定をしております。従いまして、平成29年度には、5歳児20名分の事業費の増額が見込まれておりますので、よろしく願いいたします。

問(10) 民間保育所運営費委託料についてお伺いしますけども、翼幼保園の分がなくなっていますが、これはどういった理由ですか、教えてください。

答(こども育成) 翼幼保園につきましては、平成27年3月26日付けで、改正認定こども園法に基づく、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設である、幼保連携型認定こども園の認可を愛知県知事より受けました。

この結果、幼稚園と保育園が別々で措置されておりました国県の財政措置が一本化されることになりまして、これまで市から委託料として支払っていた保育園部分の運営費は、幼稚園部分と合わせまして、主要成果説明書の次ページ166ページのほうでですね、扶助費として1億203万9,170円を支出し、年間で延べ1,728人の園児の受け入れをしていただいております。平成26年度までは、保育所の認可のみを受けた保育所型認定こども園でありましたので、ほかの民間保育園同様に、運営費については委託料として支出をしておりました。平成26年度は7,012万5,930円の委託料となっております。これに対しまして、平成27年度は8,629万690円の扶助費となっており、先に御説明しましたように、主には地域区分の変更などの影響がございますが、1,616万4,760円の増額となっております。

これに加えまして、幼稚園機能につきましては、平成26年度は幼児教育費で218万円の運営費補助をしておりましたが、平成27年度からは、保育サービス費のほうで1,574万8,480円の扶助料を支出をしております。歳入としての

増もありますが、歳出のみで考えますと 1,356 万 8,480 円の増額となっております。

委員長 ほかに。

問（13） 主要成果説明書の 114 ページ、3 款 1 項 1 目の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金事業について伺いますけれども、介護職員初任者研修の実施ですとか、それから市内サービス事業所の訓練ですね、これによって 6 名の人材が確保できたということでありましてけれども、これは成果としては大きなものだと思いますが、この 6 名の方々が、現在はどこで働いてみえるのか、教えていただきたいと思っております。

答（介護保険・障がい） 6 名の方は今、どのようなところでというお話ですが、6 名のうち 5 名の方が、社会福祉協議会でパートという雇用形態で雇用されております。残りの 1 名の方は、社会福祉法人の知多学園で正規職員として雇用されているとお聞きしております。

もう少し具体的にお話ししますと、勤務先につきましては、社会福祉協議会の 5 名のうち、グループホームあ・うんに 2 名、グループホームあっぽに 1 名、残り 2 人の方については、住民参加型のふれあいサービスの協力会員として、運営協力をいただいております。それから、知多学園につきましては、論地がるてんのほうで雇用されているとお聞きしております。

問（13） この事業ですけれども、委託先にそのまま今現在、お勤めになられるような状況ですけれども、こういう社会福祉法人等を今、マンパワーが足りないというような状況が全国的にも言われている中で、そういったところに対して、結局、より入りやすいような、お試的なイメージっていうことが、すごく感じられるところもあるんですけれども、例えばこれ、実際は公金使って、委託をしていただいて、この人たちに対して研修をしてというところであると、この方々がその後、勤めませんというような話になった場合に、何らかのペナルティーが例えば発生するとか、そういったことがあったりですとか、それから、例えば委託をされたこの事業者に対して、何らかその不具合を埋め合わせるようなことが必要になってくるだとか、そういったことってのは、現状、元からそういう話がしっかりしてあってやっつてることなのかどうなのか、そこの

ところを伺いたいんですけれども。

答（介護保険・障がい） 制度設計上、訓練をしたところに勤めていただくというような形になっております。もし、勤めないということになると、初任者研修の費用を実費というような形で制度設計をしております。以上です。

問（13） ありがとうございます。ということは、やっぱりそのトラブルにならないためにもですね、実際にその研修を受けるという方の例えば面接だとか面談ですとか、それから受け入れ側の要は今回でいうと、この委託先ですよ。こういったところに対しての雇用の考え方、そういったようなことも、当然これ行政的には、進めてやってきた事業であるのかどうか確認したいんですけれども。

答（介護保険・障がい） 委託を受けていただくときにも、市内全ての法人さん、事業所に集まっていただいて説明をしております。この制度自体が行政、それから事業所としっかりと協力、タイアップした形で進めていくという制度設計になっておりますので、その辺は御心配ないということでございます。

問（13） ありがとうございます。費用対効果でいうと、非常に効果の高い事業だという気持ちがあるんですけれども、実際に、さらにまだ人材が不足するという状況が、2025年問題を含めて、あるやというふうに思います。そういう中で、例えば、国のほうの制度がなくてもですね、例えば、市単独でもしっかりと取り組むような部分というの、今後、視野に入れていくべきではないかなというところを思うんですが、高浜市としてのですね、その介護人材の確保とか、それから育成の考え方、そういったものについてどのように思ってみえるのか、お示しをいただきたいと思います。

答（介護保険・障がい） 今回の事業のように、研修と訓練をセットにして、就労後に介護人材として活躍するということを条件に、参加者に費用面でのインセンティブを与えることで、人材の確保につながるということがわかったのは、大きな成果だったと考えております。

委員おっしゃるとおり、2025年問題に向けて、国も介護人材確保に向けたさまざまな対策というものを打ち出しております。実は、市の介護保険審議会でも、介護人材の確保については話題になっているところでございまして、市内

の事業所の状況につきましては、まだまだ深刻な状況ではないとは伺っておりますが、求人をする、なかなか集まらないという実態もあるところでございます。

今後、国、県の動向をしっかりと見極めながら、市の単独での実施といったところも踏まえながら、より効果的な事業の実施について検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（13） ありがとうございます。それでは続きまして155ページ、主要成果説明書155ページの認知症早期発見事業でありますけれども、これは私、一般質問もさせていただいたんですが、決算ということで、再度、お聞かせをいただきたいというふうに思います。脳と体の健康チェックということで、60歳以上の市民の方々に実施をされてきたわけですけれども、この主要成果では3月末時点の受診者数が掲載されていますが、成果という部分でいうとですね、これ事業成果で考えますと、最終的には何人の方が参加をされて、例えば男女別ですとか、年齢別ですとか、少し数字的なものを教えていただければというふうに思います。お願いします。

答（保健福祉） 脳とからだの健康チェックは、昨年9月から今年の6月まで10カ月間にわたって、いきいき広場で実施をいたしまして、最終的には4,097人の皆さんが受診をされ、受診率は42.2%でした。男女別では、男性が43.9%、女性が56.1%となり、年齢別では65歳から69歳の受診者が1,120人と高く、全体の4分の1を占めております。年齢が高くなるにつれまして受診率は下がるものの、80代、90代の方も618人の受診がありました。

問（13） ありがとうございます。非常に高い受診率だったというふうに思います。当初ですね、私もこの話を聞いたときに、まず3千は無理かなというようなぐらいの数字で思ってたんですけれども、これは、福祉部狙いの4千名超えというところまでいったところが、非常に評価ができるのかなという気がしますけれども、ただ、これはデータ収集ですよ、現状。これを今後どう使っていくのかっていうのが一番大事になっていくと思いますので、今後のことであんまり質問してはいけないとは思いますが、国立長寿との連携の中でどのような調査研究というものに結びつけていくのか、教えていただければと思いま

す。

答（保健福祉） 脳とからだの健康チェックを受診されました皆様には、ホコタッチと呼ばれる活動量計を配布させていただいております。今、ホコタッチを着けられて、市内をウォーキングされてみえる方をよくお見かけしますけれども、現在、公共施設のほかに、全ての健康自生地にホコタッチの読み取り機を設置させていただきました。

今後は、健康自生地に出かけて活動に参加された方は、必ずホコタッチを読み取り機にタッチしていただくよう、お願いをしておるところでございます。このことによりまして、高齢者の皆さんが普段の生活の中で、どの健康自生地へ通って活動されているのかというのが、わかるようになってまいります。現在 90 ある健康自生地には、体を動かしたり、歌を歌ったり、おしゃべりしたり、買い物したりといった、多種多様の活動が含まれております。そこで、どの健康自生地へ通ってみえる方が、認知症の発症リスクを軽減できたかということ进行分析することによって、認知症予防に効果がある活動の解明につながるというわけでございます。今後 2 年ほどかけまして、国立長寿医療研究センターと一緒に調査研究を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 3 款の質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は 13 時

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、3 款、民生費の質疑を行います。

問（5） 主要成果の 124 ページ、3 款 1 項 2 目の補助金の関係でございますが、社会福祉協議会には市職員を 2 名派遣していると思いますが、専門性が求められる中、市職員では短期間で異動があり、運営に支障が出ると懸念されますが、市職員を派遣せず、社会福祉協議会のプロパー社員での運営に切りかえる考えはありますでしょうか。

答（地域福祉） 今までのですね、社会福祉協議会さんの実績を鑑みますと、

現状と同じように、市のほうから派遣をしていくというふうに考えております。  
問（５） ありがとうございます。長期的な視点で人材育成もしていただきたいと思います。

次に、182 ページの 3 款 2 項 3 目、たかはま夢・未来塾事業でございますが、実質、何名の子どもたちが学んでいるのか。また、塾生 1 人当たりの委託料はいくらになるのか教えてください。

答（文化スポーツ） まず、塾生の実質的な人数でございますけれども、27 年度につきましては 112 人ということになっております。この 112 人で委託料を割り返しますと、約 5 万 4 千円になっています。

問（５） ありがとうございます。平成 25 年度・平成 26 年度決算額と平成 27 年度も全く同じ決算額でございますが、今後の運営経費の見直しなど、どう考えているのか教えてください。

答（文化スポーツ） 運営費の主な内容としましては、事務局の経費と講座の経費。その講座の経費というのは、講師への謝礼というものが主な内容になっておりますけれども、毎年度その講座の見直しを行う講座の検討委員会、理事会というものがございまして、そこで講座の成果ですとか、塾生の反応、そういうのを見まして、講座の見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（５） しっかりと見直し等して、有効な運営費の活用をお願いしたいと思います。

そこで、（２）の翼ふれあいプラザ、土地建物借上料 439 万 4,500 円とございますが、未来塾が翼ふれあいプラザの土地や建物を全て借りているということなんでしょうか。翼ふれあいプラザをまちづくり協議会も借りているのであれば、2 款での計上ではないかと思いますが、見解はいかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 翼ふれあいプラザは、1 階がまちづくり協議会の拠点施設、2 階が未来塾の活動拠点というふうになっておりまして、そもそもの経緯が、平成 18 年 4 月に、未来塾の事業をスタートするということに当たりまして、賃貸借契約を結んだということで、その時の経緯で 3 款ということで計上をさせていただいております。2 款のほうでどうだということでございますけれ

ども、特段、今までそういった意見はいただいておりますので、総合的に考えて、検討してまいりたいと思います。

問（５） 時代とともに変わっておりますので、実情に合わせた款項目の支出を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、主要成果 184 ページの 3 款 2 項 3 目、いちごプラザ運営委託料でございますが、いちごプラザの運営委託先が、新たに設立した N P O 法人ふれ愛・ぽーとになっておりますが、委託先を社会福祉協議会から変更したことによる成果と課題、教えていただけますでしょうか。

答（こども育成） 御指摘いただきましたとおり、平成 27 年度から委託先を社協よりふれ愛・ぽーとに変更しておりますけれども、そもそもですね、社会福祉協議会のほうでやっておりました方が、ふれ愛・ぽーとの中で活動していただいておりますので、継続的にですね、事業のほうも進められておまして、N P O になったということですのでそれぞれですね、会員の皆さんの持ち味を生かして、事業を進めていただいております。昨年度、県のほうで実施をされました子育て支援員の研修にもですね、積極的に出ていただいておりますので、利用者の目線に近いところでですね、事業のほうを自分たちの持ち味を生かして実施をしていただいておりますというふうに理解をしております。

問（５） ありがとうございます。課題はありますか。

答（こども育成） 課題といたしましては、まだまだ立ち上げて 1 年経過したというところがございますので、我々とも協議をいたしながら、今後の運営については、一緒に検討していく必要があると思っておりますのでよろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

問（２） 主要成果説明書の 152 ページお願ひします。生活困窮者自立支援事業についてお尋ねします。新規相談受付け数が 128 名という、昨年度の自立相談支援事業の実績をどのように評価しているのか、市の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

答（地域福祉 主幹） 昨年度の成果、新規相談受付け 128 名ですけれども、厚生労働省が行った調査によりますと、平成 27 年度の自立相談支援事業、この



1 カ月当たりの新規相談受付件数につきましては、これは全国平均で、人口 10 万人当たり 14.7 人となっているところでございます。この数値と比較するために、本市の実績、これを人口 10 万人当たりに換算いたしますと、1 カ月当たりの新規相談受付件数は 22.8 人となりまして、全国平均を大きく上回る成果を上げることができたというふうに評価しているところでございます。以上です。

問（２） ありがとうございます。全国平均を大きく上回る成果を上げたとのことですが、まずは市の関係者、関係機関の方々の御尽力に心より感謝申し上げます。次に、こうした相談につなげた結果、生活保護受給世帯がどれだけ減少したのか、また、その財政効果はどれくらいあると見込まれますか。市で把握しているのであれば、それをお聞かせいただきたいと思っております。

答（地域福祉 主幹） 主要成果説明書の 190 ページも合わせてごらんいただければと思っておりますけれども、高浜市の生活保護受給世帯数につきましては、これは生活困窮者自立支援制度がスタートする直前の平成 26 年度末から昨年度末までの 1 年間で、134 世帯から 119 世帯に減少しておりまして、その被保護人員につきましても 198 人から 179 人に減少しているということで、この大幅な減少には、生活困窮者自立支援制度によります早期の支援も、一定程度寄与していると考えているところでございます。

ただ、個々の生活困窮者につきまして、早期の支援を行わなければ、生活保護を受給していたかどうか。これは、客観的に判断するということはできないということと、あと、生活困窮に陥ることを、これを防止した場合の財政効果というのが、その年度だけに限るものではなくて、再び生活保護に転落しない限り、将来にわたって継続して及ぶということで、こうしたことを踏まえまして、こういった制度の財政効果を、年度単位で定量的に見込むということは、極めて困難であるというふうに考えているところでございます。

このため、この制度の財政効果につきましては、制度実施後の保護率の動向であったり、扶助費の動向、これを注視いたしまして、中長期的な観点から検証してまいりたいというふうに考えているところでございます。機械的な計算になりますけれども、参考までに申し上げますと、この制度の支援によりまして、離職した生活困窮者の方を就職につなげまして、生活保護に転落すること

を防止した場合なんですけれども、1世帯当たり年間、約300万円の財政効果があるというふうに推計されるところでございます。以上です。

問(2) ありがとうございます。1点、間違いがあるんで、訂正させてもらいたいと思うんですけど、主要新規事業等の概要、決算というやつがあって、その取組内容と成果のところ、累計128件の相談を新規に受け付けとありますけども、これは累計128名の相談を新規に受けたということだと思いますので、件と人数というのは違うと思いますので、ここは訂正されたほうがいいと思います。

先にちょっと指摘させてもらったように、PDCAサイクルという、まずそこからいきますと、この事業、生活困窮者自立支援事業のそもそもの目的というのは、あくまでその自立をするというところが、どれだけになったかということ、やっぱりここできちんと書面にまとめるべきだと思います。これ見ますと、あくまでもその相談件数がふえましたと。相談する人数をふやしますよってということに一生懸命になっているみたいですけど、やっぱりまとめるときには、何々件相談があって、そのうちの例えば10%の12件が、ちゃんと仕事につくようになりましてというのが、まさにそれが成果だと思います。

それから、計画を立てるときに、例えば前年度が100件相談があったんだけど、今年は120件もってくんだと。先回は8件自立された方があったんだけど、今回は10件にするんですよと。実際、計画と実績を比較してですね、その実績を上回ってたら、何が良くて上回ったのか、下回っていたら、何をもって下回っていたんだということ、やっぱりここでまとめておかないとですね、数字だけ128件も相談あったんだよと、万歳で終わっちゃうんで、その辺は、今後やっぱり注意されたほうがいいと思います。

同じように、学習等支援事業で延べ788名の中学生の参加がありましたということですけど、参加があったということが目的じゃなくて、参加した結果、例えば高校進学率が上がったとか、何々ができたとか、ということが本来狙いのはずなんですけれども、それがやっぱり抜けているというのは、やはりまだPDCAサイクルというものの狙いがですね、ちょっと欠けてるんじゃない

かなというふうに思います。何か御意見があれば。

答（地域福祉 主幹） ただいまの御指摘なんですけれども、今年度の成果につきましては、生活困窮者自立支援事業、これ平成27年度にスタートいたしましたので、まずこの制度の周知を徹底いたしまして、1人でも多くの生活困窮者の方を相談につなげるということ。これが何より重要であるというふうに当局で判断いたしまして、その主要な成果といたしまして、新規に相談を受け付けた件数を記載させていただいたところでございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、こうした取り組みを市民の方々の理解を得ながら、地域に根づかせていくというためには、こういった相談につなげた結果、どういった成果が得られたのかということ。これは、対外的にわかりやすい形で示していく必要があるというふうに考えてございますので、今後は、今回の御指摘も踏まえまして、この成果の記載ぶりにつきましては、工夫してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（3） 主要施策成果の121ページのところでちょっと教えてほしいんですが、利用状況の部分で、2階部分、3階部分それぞれあるんですが、26年度と27年度とかなり利用者が減ってるんですけれども、この辺の要因って何でしょうか。

答（地域福祉） それぞれの部門ごとで、いろいろ要因が違ってこようかというふうに考えております。例えば、福祉部の各グループの窓口についての減少につきましては、郵送申請によりまして窓口の来客者が減ったとか、理由が考えられるところでもあります。例えば、あと、社会福祉協議会の減少791名とかありますが、これにつきましては、ふれあいサービスの利用が減ったとか、ボランティアセンターの利用が減ったとか、そういった個々のさまざまな理由がありまして、減っているという状況でございます。

委員長 ほかに。

問（3） 私が頭が悪いのかわかんないんですけれども、ちょっと説明がいまいちよくわからなかったんですよ。個々それぞれのっていう話だったんですけれども、例えば3階部分でも、おもちゃ&絵本の夢ランドとかでも、これ多分、

延べ人数だと思うんですけども 1,496 人という人数が減っているっていう、そこら辺の何かこう飽きられたのか、何かそこら辺の要因とか、何かあるんですか。

答（地域福祉） 今、おもちゃと絵本の夢ランドの話がありましたが、こちらにつきましては、分析等はできていないんですが、単純に利用者が減ってるんじゃないかという話を受けております。

委員長 ほかに。

問（3） ありがとうございます。147 ページの 3 款 1 項 8 目の高齢者等地域見守りネットワーク推進事業について、ちょっとお聞きしたいんですけども、このネットワーク自体が今年の 8 月からということと、あとメール配信が、今なされていると思うんですけども、現在のその事前の登録者と、あとサポーターって言われる検索協力者の登録されてる人数等、もしわかりましたら教えてください。

答（福祉まるごと相談） 8 月末現在で、事前登録者のほうは 14 名、サポーターは 222 名ということになっております。事前登録者は、女性の方が実は多くて、要介護 3 以下の方がほとんどであります。あと、単身高齢者の方とか、高齢者のみの世帯の方が約半数ということで、今、受けております。登録していただいている、実際、手続やっていたいただいている方は、近くに住んでいなかったり、日中のやはり心配をされている家族、それとケアマネージャーの方とか、市内のサービス事業所の方、そういった方が勧めていただいて、行っていたいております。

問（3） ありがとうございます。で、現在サポーターをしてくださってる数が 220 名ということなんですけども、2 年ぐらい前ですかね、大牟田市へ視察に行ったときに、何千人という方のちょっと登録があって、非常に多いなというふうに思ったんですが、今後ふやすための取り組み等ですね、何かやっていく部分があるのかと、また、あと今後の見守りについての方向性等ですね、ちょっと教えていただけたらと思います。

答（福祉まるごと相談） サポーターの数が少ないようにということなんですけど、こちら郵便局や介護保険施設などの方も団体として登録していただいております。

りまして、実際に検索等に動いていただける方は、もうちょっと多いと思われると思います。

ふやすための工夫としましては、地域での各種の会議とかですね、あと、認知症サポーターの養成研修等で制度のほうも周知させていただいているんですが、最近ですと吉浜まちづくり協議会のほうで、寸劇で、ちょいぼけ一座っていうのがあるんですが、そちらの公演で、この事業の取り組みを取り上げていただいて、皆様にわかりやすく周知していただいているところがございます。

あと、今後の見守りについては、SOSメール配信システム、このメールシステムとシルバー人材センター、民生委員等の見守り、配食など、既存の仕組みもでございます。そちらと、実は南部まちづくり協議会が実施されております、高齢者宅の定期訪問活動。あと、吉浜まちづくり協議会で今、検討されているということをお聞きしております「お互いじゃんネット」、こういったものを地域の主体として、特性のある活動もサポート、支援しながら、充実させながら、重層的な見守りを今後、展開していきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問(11) 先ほど3番議員がありました、121ページの3階部分のおもちゃ&絵本の夢ランド、これ減っているのは、ただ減っているのを受けておきますということでしたが、その前のページ119ページに、おもちゃ&絵本の夢ランド漏水対策というのがあります。これ、子どもが遊ぶようなところで、もしかして不衛生な環境だったので減ったということは考えられないのでしょうか。

答(地域福祉) こちら、漏水対策をしたというところであげさせていただいておりますが、そのことによって減っているというふうには理解はしておりません。

委員長 ほかに。

問(11) ありがとうございます。子どもさんが遊ぶ、特に小さいお子さんが遊ぶようなところだと思いますので、衛生面とかには気をつけていただきたいなと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、3款、民生費についての質疑を打ち切ります。

4款 衛生費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款、衛生費についての質疑を打ち切ります。暫時休憩。再開は13時25分。席替えをお願いしたいと思います。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時25分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

5款 労働費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款、労働費についての質疑を打ち切ります。

## 6 款 農林水産業費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6 款、農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

## 7 款 商工費

委員長 質疑を許します。

問 (13) 主要成果の 236 ページ、7 款 1 項 2 目の企業再投資促進補助金について伺いたいと思います。これは、愛知県の制度とともにですね、企業流出防止と雇用の維持拡大を図るという制度であると思いますけれども、平成 26 年度の決算額が 1,500 万円。この平成 27 年度の決算額が、約 1 億 4 千万円ということで、この増加しておる要因について伺いたいと思います。

答 (企業支援) 企業再投資促進補助金の前年度対比の増加の要因でございますけれども、平成 26 年度におきましては、1 件の企業の設備投資に対し、補助金を交付いたしました。一方、平成 27 年につきましては、3 件の企業の工場増設だとか、あと、機械設備の投資に対して、補助金を交付いたしました。このように交付件数の増加及び企業の投資額の増加が、今回の主な要因となっております。

問 (13) ありがとうございます。単に 26 年度・27 年度の比較っていうのだけでは言い切れないところがあると思いますけれども、業種によってはあるのかもしれないけれども、そういう再投資という意気込みが出るぐらいの状況になってきた業種もあるということだと思います。それでは、この補助制度を、これに即したところによる主な効果、それはどういうものがあるのか、教えていただきたいと思います。

答 (企業支援) この企業再投資促進補助制度につきましては、実は平成 25

年度より施行をしてございまして、施行後の実績といたしましては、累計で4件でございまして、この制度を促したことによる、これら4件の再投資額。約33億円の企業の流出防止が図られまして、また一方で、雇用の維持拡大という目的もございまして、これらの4件の雇用総数が、約800人の雇用維持拡大が図られたことが主な成果であると考えております。

問(13) ありがとうございます。企業のほうはですね、十分にこういう制度というものは、今、あらゆるところにアンテナを張って見ておるとは思いますけれども、やはり行政のほうがですね、積極的なPRすることによって、まだ知り得ない企業の方々にお示しすることができるということを思いますので、ぜひ、そのところにもお力を出していただきたいというふうに思います。

続けて決算の主要新規のところですね、11ページになりますけれども、工業系の新市街地整備構想策定業務委託というのがございまして、これはですね、総合計画とか都市計画マスタープランで、新たな工業系の地区として位置づけられた小池町地区の17.1ヘクタールを具現化するために、専門業者に委託業務を実施されたということであると思っておりますけれども、この委託業務の結果の概要を少し教えていただきたいと思っております。

答(企業支援) ただいまの工業系新市街地整備構想策定業務委託の結果の概要についてでございますが、こちらの委託業務につきましては、主に土地所有者に対する意向調査の実施。あと、地区の基本構想の作成。あと、概算事業費の算出を主に実施してございます。

それぞれの結果の概要を御説明させていただきます。まず、土地所有者に対する意向調査といたしましては、対象者63世帯に対しまして、意向調査を実施いたしました。そのうち、回答者は57世帯。回収率は90%という形になってございます。意向調査の質問の中で、市の計画、総合計画、都市計画マスタープランにおきまして、工業系の位置付けがされていることに対して、賛同するという回答をいただいた割合が約70%でございまして。

次に、基本構想といたしまして、今回の区域の全体の面積が、17.1ヘクタールという広大な区域ということもございまして、今回の委託業務の中での、その基本構想といたしましては、地区の全体を描いた案。それとあと、意向調査



の結果を踏まえて、既存の道路だとかございますので、既存の道路だとかで分割をいたしました、4つの基本構想を策定いたしました。なお、開発は、進出を希望する企業が自ら実施する、もしくは愛知県企業庁が実施することが可能という結果になりました。

最後に、概算事業費でございますが、基本構想で描いた4つの案のそれぞれの概算事業費を算出しております。参考までに17.1ヘクタール全体を整備すると約60億円。土地の取得と、あと造成工事等も合わせて、約60億円が必要という試算結果となりました。

問(13) 委託の概要と、それからその結果っていうんですか、それはわかりました。土地所有者の方々の関心の高さ、そういったものも回収率に非常に表れておるといふふうに思いますけれども、この結果を受けてですね、今後の展開について、少し教えていただきたいと思います。

答(企業支援) 現在、昨年実施いたしましたこの委託の結果を踏まえまして、愛知県のほうと関係法令に関する協議を現在、行っております。今後、その結果等を踏まえて、整備手法を検討してまいりたいというように考えております。

御質問の今後の展開でございますが、整備手法などの今後の方向性というものが見えたら、土地所有者の方々に情報提供、御理解をいただきながら、今後、進めてまいりたいと考えております。

意(13) ありがとうございます。先ほど、この委託の結果の中で、進出を希望する企業が自ら実施をする開発行為ですね、実施をするか、愛知県企業庁というお話がありましたけれども、企業庁のほうは、豊田町のほうをまだ今から3年ほどかけてやっていかれるということで、スピード感を持ってということ考えると、当然、民間が自らという形が1番こう早いし、現実味があるのかなと。もちろん今お話しのとおり、17.1ヘクタール全部というと60億円というお金で、これは市が開発するっていうのは、まず無理な話だといふふうに思います。そういった中でいうと、民間の開発に対して、より民間の方々がですね、もちろん土地所有者の方がみえるんで、その方々の意向というものが中心になっていくとは思いますが、高浜市としても、企業の流出防止、ある

いは新規の高浜市に立地をしていただくということは、もうこれは最も進めたい話だというふうに私は思いますので、ぜひともですね、その方向性に手助けになるような形で行政として動いていただきたいと、そのように思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

問（２） 今の北川委員の関連質問になりますけれど、私のほうからも、今の件について何点か質問させてもらいたいと思います。その内容は、主要新規事業等の概要の11ページと、それと39ページ。それから、主要施策成果説明書の235・236ページになります。今の新規事業等の概要の、またここもちょっといやらしい言い方をしますけれど、ここにこのような形で書いてます。「企業の設備投資は、企業を取り巻く経済情勢によって大きく左右される傾向がある。そこで企業の投資意欲を把握するため企業訪問を実施したところ、企業の中には、投資意欲の高い企業もあることから、これらの投資意欲を促す新たな工業用地の確保は急務である。」で、そもそも、企業に訪問して、いやうちは儲かっているから設備投資意欲はありますよ、はいわかりましたとって、すぐ土地開発をするわけないんで、やっぱり本来の企画というのは違うと思います。活用できる土地があるので、そこをきちんと整備して、企業に来てもらって、で、法人税あるいは固定資産税を確保して、市の財政に寄与するということだろうと思います。

なぜこんなことを言うかというのと、これって1番初めのスタートから、法人税が、あるいは固定資産税が入るまでっていうのは、多分10年単位の話になると思います。で、このストーリーをきちんと初めの企画のところでおかないと、人が変わり、時が経ってしまうと、だんだんことがぶれてしまうんで。そうすると、わけがわからなくなっちゃうんで。こういうその書き方というのは、ちょっとよくないんじゃないかと。企業訪問を実施したところ、どうも設備投資してくれそうだから、土地を造成するように段取りしましたっていうのは、やっぱりこれはちょっと、僕はまずいんじゃないかと思っています。

委員長 質疑。議案に対しての質疑、質問でお願いします。

問（２） わかりました。次に、238ページですね、プレミアム付き商品券

のことについて、ちょっと伺いたいと思います。これは、新規事業等の概要については13ページになりますけれど、約3,300万円の予算がつけてます。それで、取組内容と成果のところ、地域消費を喚起して経済の活性化を図ったということになっています。これは数字に直すと、具体的にどう地域に効果があったのかというのを示していただきたいんです。なぜかという、これがまた来年、再来年、あるいは5年後に同じことが行われる可能性があると思いますけれど、今、具体的に数字で残しておかないと、そのときにこの反省、あるいは良かったこと悪かったことが生かされないから、こういう質問をさせていただくんですけど、何かお持ちでしたら示していただきたいと思います。

答（地域産業） プレミアム付き商品券の事業に対する効果としましては、プレミアム付き商品券を使用したことによる経済効果が、どれほど高浜市内に生じたかという考えがございます。つまり、取組内容と成果の欄に記載をさせていただきました、プレミアム付き商品券を発行することで地方消費を喚起し、経済の活性化を図ったという部分でございますが、数字であらわしますと事業費に対するプレミアム分、いわゆる国、県からの補助金部分及び商品券を使用した際に、現金支払いがその商品券にどれだけ付随して生じたかというところが、一つの経済効果であると考えます。

まず、国、県からの補助金部分、いわゆるプレミアム分につきましては、商品券が換金された合計額1億6,768万2千円のうち、2,794万7千円。いわゆる120%で換算されますので、120分の20がプレミアム分になりますので、約2,800万円が、そのプレミアム分としての国、県からのいわゆる補助金部分として、それが市内に消費として落ちているというふうに捉えております。

次に、商品券を発行して販売した際に、実はアンケートをつけて送ってございまして、そちらのアンケートの回答から推計をした額でございますが、商品券での支払いに合わせて、追い金で現金を支出して購入した方。例えば、自転車を購入するとかで、プレミアム商品券3万円分購入したんだけど、3万5千円で、5千円追加して自転車を買ったとかですね、そのような少し高いものを購入する、いわゆる消費喚起額というふうに呼んでおりますが、そちらが購入した方の32.8%が、そういうふうに追い金を払って購入している。その1人

当たりの支出金額の平均は、約1万9,931円となっております。この販売した人数に32.8%を掛けて、その追い金を払った方の人数を出して、それに1万9,931円を掛けますと3,234万6千円が、いわゆる消費喚起分の経済効果になるのかなというふうに考えております。ですので、プレミアム分の2,794万7千円プラス、消費喚起分の3,234万6千円を合計しました6,029万3千円が、高浜市内に発生した経済効果であると考えております。

問（2） ありがとうございます。そういった形で、数字で押さえておいていただければいいと思います。リターン率が200%近いということなんで、それなりに大変効果があったのではないかというふうに思います。

次にですね、同じく238ページに、高浜港駅に瓦をのつけた補助金を出したというのがありますけれど、PRにつながりましたというふうにこのまとめで書いてありますけれど、これちょっと意地悪な質問になりますけれど、高浜の人に瓦をPRしてどうするのと。そのPRの先は、何か考えていることありますかということをお聞かせください。

答（地域産業） 名古屋鉄道株式会社が、地元の要望に応じて駅舎を建築したのは、実は高浜港駅のみでございまして、いわゆる画一的な駅舎が各地で建て替えられている中で、一線を画したことは、大きな成果であるというふうに考えております。

また、この屋根工事に当たり、地元組合や商工会が御寄附をしていただきまして、いわゆる地元企業の瓦を使い、地元の屋根事業者が建設を行うことで、三州瓦の製品及び技術が駅舎に使われることにより、地元業界との協力。また、三州瓦を生きた看板として、その駅舎に再現をしているというようなところで、機能が体现されていると考えております。

このことについて、今後はどのような評価が期待できるかという御質問でございしますが、駅舎の価値というもの、また、屋根瓦のいわゆる耐久性等を、その駅舎が時を経ながら高めていくという考え方がございます。味わいのある駅舎が少なくなっていく一方で、他の屋根材と比較にならない耐久度を持つ三州瓦を屋根に持つ和風の駅舎が、鬼みちまつりの起点、また、組合の本拠地である最寄駅の高浜港駅に時代を経るごとに風合いを増して、またここを利用する

住民や訪れる来訪者の方に、印象に残るものとしていくこと。また、三州瓦の強度を証明していくことが、長い視点で見たPR、そして価値であると捉えております。

問（２） ありがとうございます。全国各地からいろいろ視察もあると思いますんで、ぜひとも視察に来られた方を連れて行って、また見せてあげていただきたいと思います。

最後になりますけれど、新規事業等の概要の17ページ、それから主要施策の説明書では239ページになります。1番下のところに、観光協会の200万円の補助金の話なんですけれど、ここも、その目的というのをみてみますと、この200万円出して、テントとかその機材一式を買ってもらおうと。未加入の市内団体に対して、観光協会加入を促すという目的になってます。で、取り組みと成果については、何件加入してくれましたっていうことがないんで、使われてるんだったら、それをまず教えてください。

答（地域産業） 観光協会として、観光協会の会員になることに対するいわゆるメリット、魅力を充実させるための策として、観光協会に加入する会員になることを意識づけるための事業として、実はこの高浜市観光協会が独自で事業を行っているものに対して、今回、高浜市が補助するというようなものでございまして、この事業としましては、二間・三間のテントを一張り、また、二間・二間のテント一張り。また、固定用の重りや保管する物置、横幕や音響装置等を購入して、貸し出しをしております。また、それ以外に綿菓子機等を観光協会は購入してございまして、会員になることによってそれらの機材を格安で借りることができますよということを観光協会のホームページ、また、勧誘の際にですね、PRをしている。

実際に貸し出しがどれだけあったかでございますが、平成27年度は12件、平成28年度は9月1日現在で6件となっております。その多くが、毎月の第1日曜日に開催をする朝市、オニマルシェでの貸し出しが多くございまして、こちらにつきましては、貸し出し料金は会員外が1千円のところを、会員につきましては500円で貸していると。一般的なイベント会社等で綿菓子機やテント等を借りると、1日大体2万円ぐらいかかりますので、十分、会員としてのメ

リットがあるというような形で行っております。会員の利用が 100%というふうになっておりまして、こういう状況を知って会員になられたという方が 10 件いると観光協会から聞いております。

問（２） 文字づらだけいうと、この、観光協会加入を促すということに対して、10 件加入されたということによろしいですか。

答（地域産業） この事業に絡んで加入された新規会員が 10 名、10 件ですね、出たというふうになります。

意（２） 最後だから、取組内容と成果のそこには、観光協会加入を促す結果として、10 件加入したというまとめ方をしておいていただくと、すぐ P D C A サイクルの結果になると思います。これを結局貸し出したことによって、その一張り 1 千円とか 500 円とかのキックバックがあるという、貸し出し料としてそれだけもらうということですね。わかりました。

委員長 ほかに。

問（５） 主要成果の 237 ページ、7 款 1 項 2 目のコミュニティ・ビジネス創出支援事業では、今までに何団体が創業し、その効果をどのように考えているのか。また、今後の取り組みについても教えてください。

答（地域産業） コミュニティ・ビジネス創出支援事業につきましては、過去に平成 26 年度以前に、2 団体の創出。また、新規で、昨年 27 年度に 2 団体の創出がございます。こちら事業につきましては、現在、実際に事業を行いながらも、地域の課題に積極的に取り組みたいと考えていらっしゃる方々の創業の支援というような位置づけの中で、創出支援を行っております。また、これをいわゆる地域課題とのマッチングをしていくというような中で、ヒアリングをしながら、地元の企業さん等の協力も得られるような円卓会議等も開きながら、事業を軌道に乗せるようなサポートを行っております。

27 年度につきましても、27 年度当初にですね、起業した 2 団体に対してのフォローアップ等を行っており、また、28 年度においてもその一部を行っていくというような形になります。こちら、今後の事業展開でございますが、現在、コミュニティービジネスの手法を活用した取り組みとしまして、高浜高校生のいわゆる視点を見ながら、地元の産業のいいところですね、高校生に発見して

いただき、それをPRしていくというような取り組みを、高校生レストランの三重県多気町の元職員の岸本さんの御助言を得ながら実施をしております、現在、高浜高校生7名が名乗りを上げていただきながら、地元特産品の掘り起こし、また、それをいわゆる販売等にどういうふうに結びつけていくか。また、高校生がそういうビジネスの手法というものを体験しながら、自らの今後の人生の糧にしていくような、いわゆるトレーニングの場所として活用してくというような形で、事業展開も進めております。

問（5） ありがとうございます。次に、主要成果の239ページ、7款1項3目では、高浜市観光協会への補助金が2つ掲載されておりますけれども、今後の市の観光協会に対する補助のあり方。これをどうするのか、教えてください。

答（地域産業） 高浜市観光協会に対して現在、運営費補助、いわゆる事業費補助としまして1千万円ほどの補助金を出しております。こちらの補助金につきましては、以前ありました事業仕分けにおいて、高浜市が直接事務局を行いながら観光事業を行うのは適切ではない、というような御意見をいただいた中で、市民による観光行政を推進していただくというような形で、補助金を出しております。

1千万円の内訳につきましては、半分が観光協会の人件費、また、半分が鬼みちまつりの開催費となっております。こちらに対してのいわゆる事業効果につきましては、観光案内所による売り上げ、また、鬼みちまつりにおける地元企業、地元産業が出店をしておりますので、そちらの売り上げ等をベンチマークとして捉えておまして、そちらを平成27年度の鬼みちまつりの実績で確認をしますと、約1,100万円ほどの売り上げが発生してるということで、1千万円の補助金に対して、1,100万円ほどのいわゆる地元へ落ちるお金が出ている。商工費で観光行政を行う上で、地元の商店等に事業効果として1千万円以上の補助金以上の効果があらわれていますので、こちらにつきましては、継続をすることでさらなるにぎわい等も創出できるのではないかとというふうに捉えております。

委員長 ほかに。

問（3） 同じ239ページの負担金。西三河8市Webルートガイド作成負担

金、48万5,400円とあるんですけども、こちら確か28年3月運用開始だったと思うんですが、今後の活用方法ですね、市内とか市外の方とかが、どのように活用ができるのかって、ちょっとそこら辺を教えてくださいと思います。

答（地域産業） このシステムにつきましては、西三河8市が、この西三河エリアでの観光スポットをいわゆる車での周遊計画を考えている旅行者に対して、観光情報をWeb上で提供するものでございまして、周辺の観光スポットを紹介しながら、それを回る最適なルート等を提供するものとなります。

3月末に開設したWebルートガイド「西三河ぐるっとナビ」につきましては、4月から6月までの推移としましては、4月に約2万件、5月も2万件と、ゴールデンウィーク前に周遊するルートを検索されているというようなことが推定されます。

6月には、1万7千件ほどのアクセスに減少しておりますが、その内訳をちょっと見てみますと、蛍の名所の検索等に使われておりまして、地元の方でもですね、蛍を見に行くために、この周辺地域でいいところはないかということを検索をしているのが、データとして出ております。7月につきましては、いわゆる花火大会等の検索等で使われてるというようなことがございますので、そのように、大体2万件ほどの検索が月にございますので、お祭りの関係等で、今後PRに十分使えるツールであるのかなというふうに考えております。

問（3） ちょっと確認なんですけれど、8市って、豊田、知立、刈谷、安城、碧南、高浜、岡崎、西尾の8市でよかったですか。

答（地域産業） 豊田、みよし、刈谷、知立、高浜、安城、碧南、西尾、岡崎、で、幸田町がございまして。幸田町は町ですので、8市1町となります。9市ですね、申し訳ございません、9市1町です。

意（3） 先ほど2番委員の話でも、駅舎の話等もあつたりですね、ふるさと納税の話とかもちよつとありましたんであれなんですけれど、例えば今回、車での周遊ということだったんですけども、またちよつとこう名鉄さんと何かタイアップするだとか、またちよつとそういったところを幅広く、何か考えていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。



委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7款、商工費についての質疑を打ち切ります。

### 8款 土木費

委員長 質疑を許します。

問（3） 主要施策成果の251ページの排水路ポンプ修繕工事、乞殿排水ポンプ場なんですけれども、主要新規ですと、No.20の41ページの治水砂防事業ということですが、稗田川の乞殿雨水排水ポンプ場の電気設備修繕工事なんですけれども、事業の必要性に「老朽化に対応する」ということだったんですけれども、設置してどのぐらい経過をしているのかということと、あと、稗田川に乞殿ポンプ施設以外にもいくつかあると思うんですけれども、ほかの施設はどういうふうになってるのか、教えていただけたらと思います。

答（都市整備） ただいまの御質問の乞殿ポンプ場でございますが、平成13年3月に竣工しております。14年経過した施設でございますが、本工事は、台風時期に合わせた点検により問題を認識して、予防保全として実施した分でございます。

あとこの稗田川ですね、今説明しました乞殿ポンプ場と、平成11年に塩田ポンプ場、平成20年に中荒井ポンプ場と向山ポンプ場、平成8年には吉野橋のポンプ場があり、今年度は、そのうち次に古い塩田ポンプ場の修繕工事を11月ぐらいの予定で開始したいと考えております。また、残りの中荒井、向山についても、計画的に修繕のほうを進めていきたいと考えております。

問（3） ありがとうございます。非常に、稗田川周辺というのは、雨水とかに対する水害というんですかね、そういうのがありますので、しっかりとやっていただければと思います。あと、248ページになるんですが、（3）負担金で、

公益財団法人愛知県都市整備協会愛知県制定土木設計単価配信業務負担金 89 万 3,268 円とあるんですけれども、それと合せまして 253 ページの 8 款 5 項の都市計画費の窓口等業務委託について、この 2 つ内容がどういったものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

答（都市整備） まず最初に、248 ページの公益財団法人愛知県都市整備協会愛知県制定土木設計単価配信業務負担金についてでございますが、こちらは既存の積算システムというのございましたんですが、そちらの機器のリース替えの時期に変更を行いまして、その際に積算基準の変更や、国や県の補助事業に沿った積算設計に対応すべく、愛知県が使っております公益財団法人愛知県都市整備協会の運用する積算システムを導入したものでございます。こちらの事業につきまして、国や県の補助というのは、道路の修繕や橋の長寿命化の業務等に対応したものでございます。

次に、253 ページの窓口等業務委託についてでございますが、こちら平成 27 年度の 6 月議会にて補正予算御可決いただき、実施した委託でございます。これは、現在、都市整備グループの窓口に来られる、建築確認申請に必要な都市計画の用途地域や、都市計画決定の状況。あと、市道の道路台帳の閲覧など、従来、職員が対応していた業務でございますが、対応件数の増加と、道路の穴や草刈りの苦情の件数の増加などで、職員が現場に出向くことが多く、自席を離れることが多いため、電話や窓口の対応に専任者が必要と判断したことから行った委託でございます。

これら 2 件については、今年度も継続してまいる予定でございます。ちなみに、平成 27 年の窓口のこれはあくまでパソコン上の受け付けたシステムを起動した件数でございますが、大体、日 15 件から 20 件程度の受け付けを窓口のほうでやっております。これは、パソコンを起動した受け付けですので、それ以外にもまだいろいろございますので、大体それぐらいの業務のほうを対応しているということでございます。

委員長 ほかに。

問（5） 先日、資料要求で平成 27 年度決算資料ということで、随意契約の一覧表をいただいたんですけれども、その中の都市整備グループの部分で、同じ

契約日で、同じ工事名、同じ業者、これが130万円以下になれば随意契約できるということで、何か意図的に分けているような資料をいただいたんですが、なぜ一括で発注できないのか、このあたり教えていただきたいと思います。

答（都心整備） 恐らく御指摘されている業務というのは、同一の路線名でその1・その2というような記述がある、いわゆる小規模修繕の業務かと思えます。こちらの業務につきましては、小規模修繕という業務自身がまず緊急性を要する。あと、市民等々の問い合わせで現地に職員が出向いて、先ほどの緊急を要すると判断したものについて、業務をやっておるといふものでございます。

130万円、こう並んでいるというようなお話でしたが、やはり緊急性ということで、通常の入札行為をした場合ですと3カ月かかると。あと、業種を分けることによって複数の業者がやれば、もしかすると早く対応が出来るということで、種目を分けて130万円以内での分割発注を考えて、緊急性に対応したということでございます。

問（5） 資料を見ると16本あるんですけれども、これが緊急性、早くできるので130万円以下にわざと分けて発注したと。この辺、監査として指摘はどのような指摘、したならば教えていただきたいんですけれど。

答（監査委員事務局長） ただいまの小規模工事の関係なんですが、監査委員といたしましては、そのことに関しての指摘はしておりません。内容につきましては、今、グループリーダーが説明されたとおり、緊急性とか、そういった問題で話をいただいておりますので、それに関しましては、指摘という形ではなくて、確認という意味で話を聞いたということはあると思います。

問（5） わかりました。これ業者も同じなので、このあたりなぜかなと思うんですけれど、この辺はどうなんですか。

答（都市整備） まず、業者が同じということなんでございますが、実は市内の土木事業をやられる業者さんは、年々といえますか徐々に減っております。今、恐らく監督さんがいて土木工事がやれる業者っていうのは、まず3社ほどございまして、3社プラス1社くらいという形になります。そちらの業者さんが、それぞれ見積もり合わせということで、業務のほうを発注をしておるんですが、恐らく手持ち、その業者さんの判断だと思えますが、自分のところの会

社の監督さんだとか職人さん。あと、現場の持ち合い状況によって、やれるという判断で、まとめて受注されてることとされますので、ということです。  
意（５） この辺の随意契約の一連の見える化、透明化、これは必要なことだと思うので、ぜひ改革できるよう指摘しておきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、８款、土木費についての質疑を打ち切ります。質疑の途中ですが暫時休憩いたします。再開は 14 時 20 分。

休憩 午後 2 時 8 分

再開 午後 2 時 17 分

委員長 時間より早いですけども、休憩前に引き続きまして、質疑を行いたいと思います。

答（都市政策） 1 点の訂正と、少し先ほど 5 番議員の小規模の関係のことで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、訂正のほうはですね、先ほど 7 款のところ、商工費の関係で御質問いただきました 239 ページでございますが、西三河 8 市というふうに書いてありますが、これは 9 市 1 町の間違いでございますので、恐れ入りますが、その部分の御訂正をお願いいたします。

それと、もう 1 点。 8 款のところ、資料請求に基づいて 5 番委員のほうから御質問をいただきました、いわゆる小規模工事の取り扱いということでございますが、確におっしゃいますように、うちのグループリーダーが答弁しましたように緊急性に基づいてですね、例えば、工事の延長は非常に短いけれども内容によってはお金が非常にかかるものもございまして、それは住民の方の要望的な部分と、それから、そこをきちんと直さないと、機能的に保全が図れないと、回復が図れないと、そういったものについては、確かに今、御指摘

のように2本に分けてやっているというのがございました。

しかし、その執行段階においても、きちんと3社の見積もりを取るというなことで、少ない中でもですね、きちんとそういうふうな競争は行っております。

今後、確かに自治法の随意契約の中にはですね、緊急性、不利と認められたときだとか、状態によっては入札に付さないでということができますので、そこら辺は、金額を今おっしゃいましたように、その随意契約の130万円というようなことにとらわれずにですね、そこは我々の立場で判断をさせていただいて、執行していくというふうで、今後は改善をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

#### 9 款 消防費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、9款、消防費の質疑を打ち切ります。

#### 10 款 教育費

委員長 質疑を許します。

問(10) 主要成果説明書の290ページ、教育費、10款5項3目の生涯学習推進費、タカハマ！まるごと宝箱事業ですけれども、月1回のペースでさまざまなテーマを取り上げ、学び合い、語り合いの会が行われているようですけれども、27年度の成果についてお聞きをします。

答(文化スポーツ) タカハマ！まるごと宝箱事業の27年度の成果についてということでございますが、まず1点目としては、取り上げるテーマによって参加者の方さまざまでございますけれども、この語り合いを通して知られざるエピソードが飛び交うことも大変多いです。発表者や参加者の方とともに、もっ

と知りたい、調べてみよう、多くの市民に知っていただけるよう発信、活用をしていこう、そのような機運が芽生えておりまして、生涯学習基本構想の目指すところの好奇心や学びの意欲の向上、人と学びとのつながりの輪の拡大、まちへの愛着、誇りの高まり、そういったことにつながっていると考えております。

あと、2点目としては、高浜の魅力、自慢の見える化の一步を踏み出すことができたということで、具体的には、名古屋市立大学と連携しまして、瓦づくりに携わってきた方などの、さまざまな記憶を聞き書きという手法を用いて、「たかはまとかわら」という冊子にまとめました。これは、しゃべり言葉でまとめておりまして、大変わかりやすいという声をいただいているということと、また、語り手の皆さんからも、若い学生さんや市外の方からの刺激を受けて自分でも気づかなかったまちの魅力に気づくことができた、そのような声をいただいております。

こうした動きを、今年度から始まります市誌編さんのほうに生かしてまいりたいと考えております。

問（10） 次に、307 ページのほうですけれども、主要新規事業の概要のほうですと 20 ページになります。10 款 6 項 2 目の生涯スポーツ費の高浜緑地多目的広場詳細設計委託について、市民の皆さんを交えたワークショップを開催し、多目的広場のあり方を検討されていると思いますけれども、27 年度は、どのような検討がされたのかお聞きいたします。

答（文化スポーツ） 高浜緑地の整備について、どんな検討が行われたのかということをございますけれども、まず検討メンバーとしましては、渡し場かもめ会、吉浜まちづくり協議会、芳川町町内会、高浜市体育協会、高浜スポーツクラブ、グランドゴルフ協会、市小中学校 P T A 連絡協議会の代表者の皆さん、こういった方たちで検討しているわけなんですけど、どんな利用が考えられるのか、そのためにはどんな設備が必要かといったことについて意見交換を行いまして、立地などの諸条件を踏まえまして、その御意見を設計のほうに反映をさせてまいりました。

また、検討会議のメンバーのほうから、これからの高浜を担う若い世代の声

も取り入れてはどうか、という声も上がりまして、40歳以下の若い世代を対象に広報でも参加を呼びかけまして、利活用に関するワークショップのほうも行いました。

委員長 ほかにも。

問（２） では、質問させていただきます。主要成果説明書の272ページ、小学校維持管理事業の（１）になりますが、小学校の修繕費において、港小学校並びに高浜小学校の外壁修理が実施されました。数年後に建てかえが予定されている高浜小学校で、どのような外壁修理を実施したのか教えてください。

答（学校経営） 市内の小中学校の校舎なんですが、老朽化が進んでいるということで、平成26年度から、全ての小中学校の校舎等の外壁の目視調査、打診調査及び応急的な処置を実施しているところでございます。御質問のありました高浜小学校につきましては、近々、建てかえが予定されておりますが、外壁等の剥離・落下によって、児童や教員、利用者が危険な目にあってはいけませんので、ほかの学校と同様に、目視調査、打診調査及び必要な応急的な処置をしているところでございます。

問（２） 再確認をさせていただきますが、ほかの学校の外壁修理についても、どのような状況なのか教えてください。

答（学校経営） ほかの学校につきましては、これまでも御答弁させていただいてるところですが、平成26年度は、翼小学校及び高浜中学校。平成27年度は、港小学校及び高浜小学校で実施いたしまして、平成28年度は、吉浜小学校、高取小学校及び南中学校で実施またはこれから実施予定です。今年度で、外壁等の落下からの応急的な危険回避は、一通り実施することとなります。以上です。

問（２） ありがとうございます。引き続き、主要成果説明書の273ページ及び主要新規事業等の概要の27・28ページになりますけれど、（３）の小学校工事請負費について、吉浜小学校並びに高取小学校の屋内運動場吊り天井等の改修工事が実施されていますけれども、実施後の学校や利用者の方の声は、どんな声が聞こえてきているのか教えてください。

答（学校経営） 屋内運動場吊り天井等改修工事につきましては、大がかりな工事となったため、長期間、屋内運動場の利用を制限することとなりましたが、

学校を始め、利用者の皆様方に御理解、御協力をいただきましたことに、まず、感謝申し上げたいと思っております。

工事実施後の学校側からの反応でございますが、委員の皆さんも昨日、実際に高取小学校の屋内運動場を見ていただいたことで少しは感じられたかと思うんですが、天井がなくなったということで、開放感が出てきたという声を聞いてます。また、照明器具をLED化したことで、スイッチを入れればすぐに点灯するし、以前よりも非常に明るくなったという声を聞いております。特に卓球の利用者からはそういった、以前よりも明るくなって使いやすくなったという声をいただいております。

また、特に高取小学校、昨日見ていただいて高取小学校では、屋内運動場の出入り口が、以前は観音開きのドアで老朽化していたことも重なりまして、先生たちが開け閉めに非常に手こずっているという現状がございました。こちらにつきましても、ほかの小中学校と同じようにスライド式のドアにしたため、非常に開け閉めがしやすくなって、ありがたいとの声もいただいております。以上です。

問（２） ありがとうございます。これも再確認になりますが、ほかの小中学校屋内運動場の吊り天井等改修工事について、どのような状況なのか教えてください。

答（学校経営） 昨年度、平成 27 年度に吉浜小学校及び高取小学校で実施させていただきました。今年度、平成 28 年度には、現在、高浜中学校で実施しておりますが、高浜中学校及び港小学校、そして来年度、平成 29 年度には翼小学校及び南中学校の改修工事を実施させていただく予定となっております。なお、今年度の高浜中学校及び港小学校につきましては、学校行事や部活動など、学校と協議をした上で、高浜中学校につきましては 8 月から、港小学校につきましては 11 月から、本格的に工事を着工しております。または、着工する予定となっております。以上です。

問（２） ありがとうございます。次に 274 ページ、3 番にある、小学校情報教育基盤整備事業で、小学校にタブレット型パソコンを導入しています。学校では、どのように活用されているのでしょうか。



答（学校経営 主幹） 活用の例といたしましては、例えば、6年生の修学旅行の事前学習におきまして、寺社など訪問先を調べて、壁新聞などをグループで作成する際に、使用する写真や説明文などをタブレットに表示して話し合いの材料にしております。また、5・6年生で、学区内の安全を確かめる校外学習などでは、現地の様子を画像データに収め、グループでの話し合いやレポート作成に役立てております。

ほかにも、低学年の生活課で学校内の生き物を探す学習において、児童がタブレットに生き物や生息場所を画像データに収め、その後、教室でモニターに表示して、学級全体での児童の発表や情報共有に役立てている例もあります。また、4年生の体育のマット運動の授業においては、グループ内で児童が運動の様子をお互いに動画に収め合って、その後、自分の運動の様子を動画で確認して、運動技術の向上につなげている。こういった活用の例もあります。今後も活用がですね、順次進んでいくことを期待しております。

意（2） ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（15） 270 ページの児童生徒健全育成事業の主には不登校に関することですがけれども、これも資料いただきまして、やはり残念ながら、なかなか他の西三河とか愛知県、全国に比べて小学校、小学校は若干ですね、数が減っているとはいうものの、やはりまだまだ高い数字を示しております。で、これ毎年毎年、なぜこれ減らないのかといつも思ってるんですけども、何か高浜市に構造的な要因やなんかはあるんでしょうか、これは。

それと、地域的な学校別のばらつき。それから資料見ますと、どうしてもこの要因として、原因としてですね、無気力・不安などの情緒的混乱が大半を占めています。これは、どういったものによるものか。

それから最後、今、どういったところに、この不登校に対する対策に取り組んでおるか。この4点を、お願いいたします。

答（学校経営 主幹） 不登校の要因というのは、本当にさまざまなことが考えられるわけですがけれども、構造的要因というふうに申しますと、高浜が特段ほかの市町と比べて、大きく違うというところはないと思うんですけども。

今年度の様子をみてみますと、28年度7月20日現在で、小学校の今現在、不登校30日を超えている子が、現在6名。中学校では20名ということで、さっきの一般質問のときにもお話ししましたが、小学校では横ばい傾向であるが、中学校では改善傾向にあるというようなことが見られます。

構造的な要因といたしましても、これがあるということは、はっきりと申し上げることはできませんが、さまざまな要因が関係しておりますので、一つこれというふうに決めてお話しすることは、できないと考えております。

それから、無気力、不安などの情緒的混乱というところの数字が多くなっておるわけですが、これは、各学校で不登校になっている状況というのを原因別にこう分類してきた場合に、各学校でここに分類してきているというわけでありまして。これも各学校が判断して、その子どもの状況を報告してきておりますので、これの原因ということについては、なかなか難しい問題があるわけですが、現実的にこういった様子が見られて、学校のほうでこのところに分類をしているということでありまして。

それから対策であります。不登校の対策というのは、本当に充実した学校生活、居場所のある学級づくり、いわゆる積極的な学習、学校生活支援の中で行っていくものと、どうしてもこう不登校になってきた、不登校傾向に陥った子に対する個別の支援ということの両輪であるということを考えております。県のほうの方針もあります。高浜市としても、目の前の一人の子をまず救う。そして、新たな一人を出さないという地道な努力によって、不登校の出現率を何とかゼロになるように近づけていきたい。結果的にそういった方向に進めたいというふうに考えております。

問（15） あと、学校別のばらつき。

答（学校経営 主幹） あと、学校別のばらつきであります。地域的にいいますと、小学校では、不登校の出現率は翼小学校が高くなっております。その関係もありまして、高浜中学校が、若干、南中学校に比べて高いということもございます。

問（15） 2年前の時も、やっぱりちょっと同じような質問させていただきまして、やっぱり翼のほうで、確かこういった不登校が多かったということなんです。

けれども。これは、やっぱり何で翼のほうが多いと分析しますか、これは。

答（学校経営 主幹） 現実、本当に翼小学校で出現率が高いのは、これは事実であります。ただ、その翼小学校の学区の特徴といいますと、一つは就学援助費の支給率がですね、なかなか高いという状況が、これは現実にあります。一人親家庭の家の割合も多いということはあります。そのほか、翼、本当は地域の活動も熱心でありまして、おやじの会、飛翔の会の方も大変熱心にやっただいていておって、学区としては盛り上がってる部分あるんですけども。そういったところが、影響してる部分があるのかなということは、感じてはおります。

委員長 ほかに。

問（15） ありがとうございます。なかなか難しい問題で、1日や2日で片づけられる問題ではないと思いますけども、よろしく願いいたします。

それとですね、この表の中に不登校の原因としていじめが入っておりますけれども。要するに、いじめが理由として不登校になったんじゃないと。じゃあ、いじめそのものに関しては、件数で上がってるんですか、これは。いじめそのものに対しては。

答（学校経営 主幹） この表については、不登校になった原因として分類しているんで、26年度の小学校で1件いじめ。これ、悪口等の原因によるもの、というものなんですけれども。このほかに、生徒指導上の月例報告を見ますと、各学校からいじめがあったという報告はあります。それは要するに不登校とは関係なく、いじめの問題として報告を受けているのがあって、それは各学校で対応しているという例はございます。

問（15） 件数というのは、どれぐらい上がってます。件数としては。

答（学校経営 主幹） これは、月によって本当に差はあるんですけども、今年度でいいますと、件数でいいますと、中学校でライン上の悪口がある、いじめの報告を受けております。小学校ではライン上のトラブルはなくて、かわりにやはり悪口とか、そういった報告をこれは数件受けております。いずれも学校から指導を入れて、その問題自体は解決しとるという報告を受けております。

意（15） ありがとうございます。

委員長 ほかに。

問（3） 私も、今の15委員と同じ270ページのところで、ちょっと関連して聞きたいんですけども、いろんな環境の部分の話もちょっと出てましたが、270ページの3のところで、スクールヘルパー、スクールカウンセラー等配置してということなんですが、実際、配置されて、どのように何かこう、変化があったのかなかったのかとか、そこら辺の話をちょっと聞けたらなと思います。

答（学校経営 主幹） 不登校に限らず、各種問題行動ですとか、相談活動のために、いろいろな支援を教育委員会としても行っております。今、御指摘いただきました、例えば（4）番のスクールヘルパーがありますが、これは両中学校におきまして、児童生徒の指導、相談、不登校の対策ということで、高浜中学校においてはレインボー教室、南中学校においてはみなみ教室ということで、学校内にある適応指導教室という位置づけで、それぞれ1人ずつ専門の非常勤の職員を配置して、対応に当たっているという状況があります。

現在ですと、高浜中学校でこの学校内の適応指導教室でありますレインボー教室を活用している生徒は、7・8名ということであります。南中学校でみなみ教室を利用している生徒は、4・5名ということですが、今の数もですね、常にそういった数じゃなくて、改善が進んでいけば普通教室にこう行ったりとか、またちょっと来れなくなって、家に戻ってしまったりとか、あるいは保健室ですとか、いろんな状況があるわけですけども、そういったところでスクールヘルパーの力により、そこでエネルギーを貯めて、普通教室に何とか頑張って復帰をするというところで、いくつか普通教室まで復帰できたよと。あるいは、学校からこの中途段階の教室に来れたよという例は、いくつもあります。

問（3） ということは、それなりに本来の先生方じゃなく、非常勤でみえる方々と、生徒さんだとか児童さんとの間の、こう信頼関係みたいなものは構築できているということですか。

答（学校経営 主幹） もちろんそれもありますが、基本的にはやはり担任と児童生徒がつながるといって、これを基本になっているところで、さらに学校に

来ても、担任は基本的には授業をやっておりますので、そのときにこのヘルパーの講師さんたちが学習を進め、相談活動を行い、そしてまた担任につなげるという、こういった役割をしていきますので、信頼関係もできますけれども、あくまでも対応の中心は、担任であり学年であり、というところにあります。

問（3） ありがとうございます。基本は、担任の先生ということだったんですけども、もしわかればでいいんでお答えをいただければと思うんですが、その実際、学校の先生の置かれている状況とかもいろいろ変化をしていると思うんですけども、そこら辺で結構こう対応が時間的に難しくなってるとか、そういうところがもしあれば、ちょっとお伺いできたらなと思いますけれど。

答（学校経営 主幹） 中学校の教師でいいますと、やはり、まずは始業前の部活動があります。そして授業があります。その後、部活動があります。この時点で、もうほぼ夕方6時まで、ほぼ目いっぱいの勤務であります。どうしても不登校の子に対応するとなると、それ以降の時間ですとか、あるいは、その授業時間の中にあります教材準備のための時間で、授業を行わない時間というのがありますが、そういった合間の時間を使って家庭訪問を行ったりとかいうことをします。

ですから、非常にこう、なかなか時間的には難しいという現状は、これはもう目の前に頑然とあります。ある例ですと、本当になかなか家庭訪問しても会えないということがありまして、ですので夕方ではなくて夜、家庭訪問すると、そうすると8時・9時ですが、それでも会えないということになりますと、土曜日・日曜日を狙って家庭訪問をすると、それでもなかなか会えないという、こういった状況の中で、日々、努力をしている職員もいることは、現実ではあります。

委員長 ほかに。

問（3） ありがとうございます。主要施策成果の294ページの10款5項4目のこども・若者成長応援事業なんですけれども、これがまた、前やりましたタカハマ物語ですね、映画第2弾ということで、非常に映画等も見さしていただいたり、市内いろんなところで撮影現場とかをいろいろ見さしていただいて、若い子どもさんから大人の方まで、いろいろ絡んでみえるんだなってすごくわ

かりました。また、実際つながりっていうんですかね、世代を超えてつながりが生まれ、ということなんですが、今後この映画づくりに参画・参加してた子どもだとか大人の方々が、今後どういった形で、例えば、高浜市のまちづくりだとか地域の活動とかに、こう何か目に見えるような活動みたいなのが、今後、何か出てくるのかどうか、ちょっとそこら辺っていうんですかね、方向性とかっていうのをちょっと教えていただけたらと思います。

答（文化スポーツ） タカハマ物語の製作に関わった人たちが、どんな活動をしてるかということでございますけれども、現在はですね、市の補助金としては支出はしていませんけれども、子どもたちが新たな仲間を誘いまして、ショートムービーの製作を行ったりですとか、映画から誕生したアイドルグループの人形小町が、地域のイベントに出演したりですとか、あと、また独自にですね、ダンスや演劇ということを、自分たちのやりたいといったようなことの夢や目標に向かって頑張っている。そんなような姿が見られます。

また、タカハマ物語Ⅱの中で、やっぱり映画づくりというプロセスを経ることによって、まちへの愛着、自分たちが、高浜のために何ができるんだっていう、そういう思いを強くしたというのが非常に大きくありまして、昨年で行きますと、鬼みちまつりに出たりですとか、駅伝に出たりということで、まちの盛り上げということで関わってみえます。

今、メンバーとしてやってみえる方たちの中では、映像づくりというのはいろんな方たちが、裾野が広く関わられる取り組みということで、そういった取り組みも地道に続けていきたいということで、まちの魅力の掘り起こしや発信ですとか、かわら美術館のシアターの活用をしてはどうかとか、まだ具体的に進んでいるということではなくて、あくまでも案の一つということでございますが、そんなような思いを持って、今、取り組みのほうを進めているというような状況でございます。

委員長 ほかに。

問（5） 主要成果の286ページ、10款5項2目、図書館管理運営事業でございますが、図書館及び郷土資料館の指定管理料が約6,855万円計上されておりますけれども、その内訳と、指定管理料の削減の余地はないのか教えてください

い。

答（文化スポーツ） 図書館の指定管理料の内訳ということでございますけれども、主なものとしまして人件費が約3千万円。残りがですね、図書館の運営にかかる経費ということで、建物の管理ですとか、図書購入費ですとか、そういったものになりますけれども、削減の余地があるかどうかというところでございますと、図書購入費というところが一つ、課題になってくるかなというふうに思っております。

蔵書の数ということでいきますと、26年度末の蔵書数が一番多かったということで、実は、27年度末は少し削減をしているというところでございますけれども、これは蔵書のスペース等の問題等もありまして、傷みの激しい本など、除籍といったようなこともしておりますので、そういった図書館の状況等も踏まえて、運営のほうを見直ししてまいりたいと考えております。

問（5） ありがとうございます。今年度、厳しく査定のほうをお願いしたいんですけれども、蔵書状況を見ると、平成26年度は除籍が5,029、平成27年度は1万954と倍増しておるんですが、こういった計画はしっかりされておるのか。次年度以降もしっかりと計画をされて、しっかりやってるのか。そのあたり教えてください。

答（文化スポーツ） 除籍の判断ということでいきますと、プロである司書のほうが判断をしていくということなんですが、汚損ですとか破損とか、傷みの激しいものもございますので、そういったものについては、除籍をしていくということで、進めてまいりたいと考えております。

問（5） ありがとうございます。次に292ページの10款5項4目の放課後居場所事業で、真ん中の表の参加率のところ、参加率最高が高取小学校の7.1%、最低が吉浜小学校の2.1%となっておりますけれども、この差は、どのような要因によるものなのか教えてください。

答（こども育成） 参加率の違いということでございますけれども、開設日数と1日平均のですね、利用人数というところの関係があるのかなとは思っておりますが、ちょっと詳しい分析はしていないというところがございますので、また一度、しっかり検討して分析してみたいと思います。

問（５） 分析して、また教えてください。よろしく申し上げます。最後に、主要成果の294ページ、10款5項4目、こども・若者成長応援事業ですが、今回、第2弾の映画を作成したということで、ここには市からの補助金しか記載されておりませんが、映画作成に関わる全体の収入と歳出を教えてください。

答（文化スポーツ） 映画製作に関わる経費全体ということでございますけれども、市の補助金というのは、監督ですとか撮影、一般市民には及ばない専門的な技術を要する部分ということで、支出をさせていただいております、これが27年度は300万円ということと、あと、それ以外でいきますと、その映画づくりの活動の盛り上げということで、例えばクランクインやクランクアップのイベントといった経費、それから自主財源になりますけれども、DVDの販売、製作販売といったような、気運の盛り上げの活動のほうがございます、27年度のこのきずな実行委員会の全体の事業費としては、約690万円ということで事業を実施しております。

問（５） 収入が690万円。歳出はいくらですか。

答（文化スポーツ） 支出のほうは690万円で、収入のほうはですね、過去のDVDの売り上げ等々の繰越金なども含めまして、910万円程度という形になっております。

問（５） そうすると、きずな実行委員会は、文化スポーツグループの職員と市民とで構成されていると思っておりますけれども、この映画作成に係る金銭の管理は、誰がどのようにしているのか、また、金銭管理の責任者は、誰なのか教えてください。

答（文化スポーツ） きずな実行委員会の事務局が、文化スポーツグループが務めるということになっておりますので、日ごろのそういった出納のほうは、事務局の市の職員が担っているということでございます。で、こういったお金の使い方については、当然ながら実行委員会のほうにも、報告をさせていただいております。

問（５） 責任者は、誰ですか。

答（文化スポーツ） 市の担当職員が事務を担っているということでございますので、その責任ということでいきますと、文化スポーツグループのリーダー



ということになります。

問（５） 当然、公金が混ざっていると思いますけれども、最後の清算はどのような形で行われるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 会計年度が４月１日から３月３１日までというふうになりますので、その時点で一旦閉めて、会計報告のほうをまとめまして、実行委員会のほうに報告をするという形をとっております。

問（５） 今も、現在続いているということのをなんですよね。そうすると、いつそれはまた、我々を見る機会があるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 現在のところでいきますと、市の補助金としては支出をしていないという形になりますので、今後のほうは、きずな実行委員会のほうが主体的に担っていくという形を考えております。

問（５） 先ほどDVDの販売をしているということで、全体で何枚作成して、現在、在庫は何枚あるのか教えてください。

答（文化スポーツ） 第１弾のところでいきますと１千本を製作し、874本販売をしたということと、あと、第２弾の販売については、今年度から行っておりますけれども、１千本製作し、現在の販売数が314本といったような状況でございます。

問（５） そういったお金は、しっかりと通帳で管理されているのか。そのあたり、しっかり本当に管理されているのか教えてください。

答（文化スポーツ） 収入のほうは、しっかりと計上させていただいております。

問（５） じゃあまた、通帳のほうは我々見ることはできる、できますか。また、見せていただけますでしょうか。

答（文化スポーツ） 見ていただくことは、可能でございます。

意（５） わかりました。じゃあ、また見せてください。しっかりと適正な公金の管理をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

委員長 ほかに。

問（13） 先ほどもありましたけれども、273ページの昨日、我々も見させていただきましたけれども、屋内運動場の吊り天井の改修工事ですが、高取小学

校を見させていただいて、吊り天井の撤去と、それからサッシの交換ですか。それから扉だとか、いろいろここをやりましたというのを見せてもらったんですけども、吉浜小学校と比べると倍と半分ですよ。吉浜では、要は、吊り天井自体はいくらかかるとるのかを知りたいんですけども。それがわかるでしょうか。

答（学校経営） 決算額でございますが、純粹に天井撤去にかかるだけの費用ということでは出てきていないんですが、ざっと試算しますと、天井撤去だけで2千万円かかっていると考えております。以上です。

問（13） ありがとうございます。面積等も吉浜と高取とあるとは思いますが、それは当然、天井取れば照明もいじらなければいけないというような、附帯して出てくるものはあるわけですよ、壁を修復したりだとかもありますから。それ抜きで、天井取るだけで2千万円っていう意味でいいんですか。

答（学校経営） ただいま申し上げた2千万円は、そのように理解していただければと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10款、教育費についての質疑を打ち切ります。

11款 災害復旧費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11款、災害復旧費についての質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款、公債費についての質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款、諸支出金についての質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款、予備費についての質疑を打ち切ります。

委員長　ここで、認定第1号についての質疑漏れがありましたら許可いたします。なお、質疑については、まとめて行ってください。

問(13)　4款、衛生費で、主要成果のページ数でいうと203ページ、地域医療振興事業2億714万2,900円ということが出ておりますけれども、この中で、経営基盤強化対策事業補助だとか、地域医療・救急医療振興事業補助だとか、次ページ、204ページにもありますけれども、これでまず、刈谷豊田総合病院の本院と分院と、それぞれこの金額がこちらっていうのを教えていただきたいと思いますが。

答(保健福祉)　医療法人豊田会に対する補助金と、高浜分院に対する補助金ということですが、まず203ページの経営基盤強化対策事業補助金1億2千万円につきましては、高浜分院に対する補助金でございます。それからその下ですね、地域医療・救急医療振興事業補助金4,098万6,100円につきましては、医療法人豊田会に対しての財政支援でございます。

それから204ページにまいりまして、高度医療機器等補助事業補助金3千万円、こちらは医療法人豊田会に対しての補助金です。その下、施設の大規模改修事業補助金、1,530万1,440円につきましては、高浜分院に対しての補助金となっております。

問(13)　ありがとうございます。一つ確認なんですけれども、204ページの施設の大規模改修事業補助金1,530万円ほどのものですが、これは、高浜市分がこれの金額という理解でよろしいですか。

答(保健福祉)　こちらの大規模改修事業補助金につきましては、高浜市が7割、豊田会が3割負担しておりますので、高浜市の負担分7割分が、この1,530万1,440円でございます。

問(13)　ありがとうございます。必要な経費という、安易にそういうわけにはいかないんですけれども、きのう証憑調査の中で、分院の経営のものが、本当に簡単なものが出ておったんですけれども、そのところで高浜分院の経営状況について、お聞かせをいただきたいと思います。27年度、要は端的にいうと、入院患者、外来患者、それから、例えばベッドの回転率、それから収支でいうと「黒」ということはありませんでしょうから、どれだけの「赤」があっ

て、高浜市がこれだけ、今ここに書いてある金額入れたことによって、どういう成績に終わったか、それを教えていただきたいと思います。

答（保健福祉） まず、高浜分院の患者さんの状況でございますけれども、27年度の外来の実績でございますが、2万9,867人ということで、1日平均118.5人でございます。前年度の平成26年度が117.3人ということで、微増といえますか、ほぼ横ばいの状況でございます。

外来につきましては、なかなか患者さんが戻ってこない。診療体制を縮小したときに、地元の開業医さんに患者さんが流れてしまいましたので、なかなかふえてこない中で、健診を通して、要精検になった方々を外来として拾っておるという状況でございます。

それから、入院につきましては、平成27年度、延べ患者数は3万5,001人です。1日平均患者数は95.6人。病床利用率としては92%でございます。こちらの入院につきましては、前年度、病床利用率93.2%でしたので、わずかに下がっておるというような状況でございます。ただ、やはり入院につきましては、ベッドが104の中で、1日平均95.6人ということで、亡くなられる患者さんもいらっしゃいますし、他院からの転院の状況等もありますので、ほぼほぼ、満床の状態が続いておるというような状況でございます。

従いまして、収支の部分で改善していくためには、やはり、この外来の部分を伸ばしていく必要があると考えておりますので、やはり今、健診の部分を分院は強化をしております。健診から外来の患者を拾っていくということで、健診の部分につきましては、毎事業年度、患者は伸びておるという状況でございます。

実際の収支的な話をしますと、いわゆる高浜分院の経常損益のベースで1億8,400万円の赤字でございました。この赤字額も、もうここ3年ほど、この1億7千万円から1億8千万円といった間で、横ばいの状態になっております。なかなか、今の高浜分院の建物では、これ以上診療体制を強化をして患者をふやしていくということには適していないという部分もありますし、建物自体がかなり老朽化をしておって、修繕費にもかなりお金がかかっておるというところでございますので、早期に移転をして、新しい診療体制を構築していきたい

というように考えております。

問（13） 横ばいということが悪いばかりじゃないという判断もできるんですけども、基本的に収支の1億8,400万円の赤字というのは、非常に大きいということをおもいますけれども、今ここでその地域医療振興事業費として、運営補助を1億3千万円ぐらいですか、入れても6千万円ぐらいは赤字ということに、最終的にはなるというふうに思います。

実際、これは市立病院時代から考えると、非常に健闘しとる数字であるというふうな判断もある面できると思うんですよね。当時は2億円ぐらいの繰入金を入れて、トントンがせいぜい精いっぱいであったというふうに記憶しておりますけれども、逆に言うと、これ2億入れれば黒字になりますよね。だから、それこそ一番そのドクターがたくさん充実していて、外来患者もしっかりと確保できていた頃が、こういう成績が残せておったというふうに思います。

そういう点でいうと、期待値が少ないところではありますけれども、病院の必要性というものを十分に感じられると思いますけれども、そのところをどのように、今回のこの数字をもって評価をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

答（保健福祉） 今、北川委員おっしゃられたとおり、医師が充足しておりますして、高浜分院のピークだった時期でも、平成16年度・平成17年度あたりでも、実際に一般会計から2億円近い繰り入れがあって60万円・70万円程度の黒字というような状況でございました。平成18年度以降、医師不足に陥りまして、その当時は7億円近い単年度で赤字が出ておった。加えて一般会計からの繰り入れもあったわけですので、実際に病院の運営だけであれば、9億円近い赤字が単年度で出ておったということでございます。

実際、医療法人豊田会のほうに病院を移譲いたしまして、診療体制が、徐々にではありますけれども従来のものに戻ってきた。そして、市内で唯一のベッドを持った病院であるというようなことで、医療が継続し、存続されておるといふところにつきましては、高浜市としては、非常に豊田会は頑張っていたというふうに考えております。

意（13） ありがとうございます。基本的に病院というのは、人件費の塊みた

いなところだと思いますし、それから運営の中で経費のかかる業態であるということが、一番お金のかかってしまうところであるし、それから、安易に儲けに走るというわけにもいかない事情というのは、やっぱり、社会的責任の中ではあるということも思っています。

ただ、市民からするとですね、やはりどれだけ頑張ってくれてるのかっていうのが、わからないところが一番悲しいところだと思うんですね、私は。ですから、赤字解消が最も頑張っていたらという判断をするのであれば、そうすべきだと思いますけれども、それは、現状の今の病院の体系では、非常に難しいのかなというところも感じます。ぜひ、これがですね、市民の方にしっかりと伝わるような形で、行政からも発信をしていただかなければならないと。要は、ベッドを持った病院というものが、高浜にどれだけ必要なのかというところをしっかりと発信していただくことによって、これが赤字だからだめなんだ、黒字だからいいんだという判断ではないところに、市民の目線が行くのではないかなというところを思いますので、そのところにも、力をしっかりと出していただきたいというふうに思います。

委員長 委員の皆さんにお願い申し上げますけれども、質疑は、議題の範囲でお願いいたします。ほかに。

問（５） １点、私の２款のところの質疑と、答弁のところを確認をしたいんですけれども。私は、平成 27 年 8 月に、中央公民館の取り壊しの計画が我々議員に示された。それに対して、総務部長は平成 27 年 2 月に示された、のような答弁ございましたが、その修正をしていただきたい。実際に 2 月に示された資料と、議事録のほうを再度確認いたしました。中央公民館の取り壊しが示されたのは平成 27 年 8 月、我々議会に初めて示されております。なので、訂正を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

答（総務部長） 議事録の関係でございますけれども、平成 27 年 2 月 16 日の公共施設あり方検討特別委員会におきまして、当時、総務部長であると思いますが、お答えをしているのは、中央公民館でありますけれども、平成 29 年度までに今後の中央公民館のあり方を検討し、機能移転を図りますと、推進プランでは 30 年度から 33 年度にかけての機能移転を予定していたものを、前倒しを

するものでございますということでお答えをしております。そのときの2月の16日の公共施設あり方検討特別委員会の推進プランの新たな取り組み例というものにつきまして、30年度から33年度の機能移転の予定を、27年度から29年度までに前倒しをするという資料をお出しをしておりますので、そのことを根拠として、先ほどお答えをさせていただいたとおりでございます。

問（5） 機能移転はそうですね、平成30年度から平成33年度を、平成29年度までに前倒して考えていきたいと。中央公民館の取り壊しの件については、初めて平成27年8月に、我々議会に示されているので、そこはしっかりと訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。

答（総務部長） 機能移転を凶るといふことは、その施設を使わないといふことでありますので、間接的に申し上げれば、廃止をし、そこを使わずにといふことであれば、当然廃止をして機能移転をするといふ理解でございました。

問（5） いいえ、平成27年6月26日の公共施設特別委員会のときに、市長の、ときの発言を讀んでみますと、中央公民館の機能といふのはどういふふうには私どもが考へていふことを早い段階で皆さんの方にお示しをしていきまますと、また、中央公民館をどういふふうには廃止をしていくのか機能移転していくのかに對しても、住民説明もこのよふな時期にこうお話をさせていただくといふことも御説明させていただいて予定でおりますと、これは早い段階で次の委員会になるのか、そのあたりまでにはきちんとそういふものを出したいといふふうには思つておりますと。全然この中でも、中央公民館の取り壊しについては発言されておひりません。で、議会在、我々議員が知つたのは、平成27年8月なので、そこはしっかりと市役所の方にも把握をしていただきたいと思ひます。なので、その辺のことをしっかりと、ここで明言をしていただきたいと思ひます。

答（総務部長） 私ども、従来からお答えを申し上げておひりますのは、繰り返しになりますけれども、27年2月16日の公共施設あり方検討特別委員会のときに、26年6月にお示しをした、あり方計画（案）及びそれに係る財政シミュレーションでは、市の財政が第1波は乗り越えられても、そのあと非常に財政は厳しくなる、そういつた、財政が成り立たなくなる懸念があるといふ計画で



は、議会として御納得がいただけないので、成り立つような計画を示してほしいというのが、当局側に対する御要望であったと思います。

それを受けましてお示しをしたのが、先ほど来申し上げている資料でございます。当時、既に27年2月に前倒しをして、機能移転をするということを申し上げているということは、間接的に申し上げれば廃止をすると、27年度から29年度までには廃止をするということの方向性をお示したものと思っております。

問（5） いろいろ詭弁はいいです。実際に取り壊しの言葉が出てきたのは、平成27年8月ですよ。

答（総務部長） 委員より御質問いただいております27年8月21日の公共施設あり方検討特別委員会の会議録の中で申し上げますと、ここでは、具体的に取り壊しという言葉は出てきておりませんで、その時期に時期の前倒しをするということで申し上げております。そのときの8月21日の資料で、29年度までに機能移転をする。別の言い方をすれば、廃止をするということで申し上げました具体的な時期として、28年度に機能移転。28年度に、資料ではバツと書いてありますので、言い方を変えればもう廃止をするということで理解をいたしております。

委員長 質疑の途中ですけれども暫時休憩いたします。再開は15時30分。

休憩 午後3時19分

再開 午後3時32分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま5番の長谷川委員の質疑に対して、当局からの答弁がありました。この答弁においてですね、言葉に対しての多少、解釈の仕方がですね、なかなか難しいところがあったかと思えます。直接の質疑といたしましては、今回のところには関係してないと思えますので、こちらのほうの話については、公共施設あり方検討特別委員会のほうに必要であれば話を続けていただくということで、今回のこの決算においては、この議案に出されておりますこの案件に

ついでの中身をしっかりと議論していきたいと思います。ただ言葉に対しては、今後とも皆様方しっかりと注意して、質疑及び答弁等を行っていただきたいと思いますので、この案件については、ここで質疑を打ち切りたいと思います。

次、ほかに。

問（３） 主要施策成果の 91 ページ、２款 1 項 16 目、総務費、総務管理費、防犯対策費の防犯灯施設事業なんですけれども、ちょっと教えてほしいんですが、防犯灯の新設が 15 基、うち LED 灯が 15 基ということなんですけれども、どのような箇所、場所につけたのか。例えば住宅地が新しくできたところなのか、もともと住宅等があったけれど、暗いということにつけたのか。

あと、防犯灯の管理数 2,324 基なんですけれども、上がちょっと LED 灯と書いてありますので、LED 灯がこのうち何基ぐらいあるのか。

それから、防犯カメラの新設で 4 基ということなんですけれども、他市等ですね、刈谷だと、1 千台というようなお話もちょっと聞くんですけれども。そこら辺も含めて他市の状況等、もし把握してる部分がありましたら、教えていただければと思います。

答（都市防災） まず、防犯灯の設置に伴う設置基準の関係でございますが、高浜市防犯灯の設置等に関する要綱というものがございまして、その中では、おおむね 40 メートル以上離れた場所にですね、設置する規定になっております。イメージとしましては、電柱 1 本おきというようなイメージを考えております。実際に 27 年度、1 年間に新設いたしました防犯灯につきましても、町内会長等からの御要望を受けまして、こういったルールに基づいて設置をしておりますので、主には住宅地が中心という形にはなっております。

こちらに挙がっております 2,324 基というのは、一般的な防犯灯、10 ワットのもので一般的なんですが、具体的な数字までは持っておりませんが、大部分のものが、既に LED 化されているというふうに理解をしております。

それから、防犯カメラの関係でございます。昨年度から当市におきましては 4 基を設置しておりまして、まだまだこれからという状況ではございますが、ちょっと他市の状況については、把握していないという状況でございますが、高浜市においては、高浜市独自に設置をしておりますが、近隣市におきまして

は町内会等に補助金を出して、町内会等が設置をしているというようなところが一般的でございます。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（3） 今、お答えをいただきまして、ありがとうございます。2,324基の防犯灯なんですけれども、LEDがほとんどだよというお話なんですけれども、今後、全てLEDに変わっていくかということと、あと、防犯カメラが町内会等によってというところもありますということなんです、高浜も今後、例えば町内会等についてということも出てくるのかどうかという部分もお願いします。

答（都市防災） 管理しております2,324基につきましては、ほぼ全てLED化がされておるという状況でして、今後についてもLED化を中心に進めていく形になります。また、水銀灯、8款のほうに上がっておるものになるんですが、道路照明灯といわれておる交通安全灯につきましては、今現在、水銀灯の改修時に合わせまして、エバーライト等に変更しておるといような対応をとっている状況でございます。

それから、防犯カメラの関係でございますが、主要成果の91ページにもございますが、平成27年度より町内会の防犯委員さんに加えまして、まち協さんですとか、警察の方もメンバーに加わりました、防犯ネットワーク会議という組織が新たに立ち上がっております。こういったところで、地域の要望も聞きながら、今後、設置に向けて検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（3） 大体の価格は分かるんですが、あえてちょっと聞きたいんですけれども、防犯カメラを1基つけるに当たり、大体の価格がもしわかれば、今回4基つけてるということなんですけれども。

答（都市防災） 例えば、ポールが必要な場所に、ポールも設置してカメラをつけるパターンと、公共施設等に直接つけるパターンによって、かかる費用も変わってまいります、昨年度のパターンで申しますと、全てポールから設置をしております。そちらに要した費用のほうが、おおよそ44万円、1基あたりという形になっております。以上でございます。

委員長 ほかに。

問（11） 239 ページの 7 款 1 項 3 目の観光資源開発費の高浜市観光協会活動事業費補助金ですが、先ほども御質問があつて、御回答の中で、半分が鬼みちまつりで、半分が人件費ということでしたが、高浜市が考える高浜市観光協会に望む活動というのは、どのようなものなのかお聞かせください。

答（地域産業） 先ほどの御回答の中での補助金の内訳ということで、半分が人件費、半分が鬼みちまつりというふうに御説明させていただいてますが、あれは、平成 24 年度の補助金を交付した当初の内訳になります。で、平成 27 年度の補助金の内訳につきましては、おまつりにつきましては、ほぼ 400 万円ほどの実施費。で、人件費につきましても 450 万ほどになりまして、情報発信の関係にも補助金の内訳としては流れております。

観光協会に対しては、おまつりだけではなく、高浜の観光資源等の P R 等の情報発信にも積極的に費用を使っていたらきたいというふうに考えておりますので、事業費自体が観光協会自体は大きくなって、補助金の費用だけではなく自主財源等も踏まえた上で、積極的な観光事業の推進をしていただいていると認識をしております。

委員長 ほかに。

意（11） ありがとうございます。私が聞き間違えておりました。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第 1 号についての質疑を打ち切ります。暫時休憩します。再開は 15 時 45 分。

休憩 午後 3 時 41 分

再開 午後 3 時 45 分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問(13) それでは、主要成果説明書313ページの国保について伺いますけれども、平成27年度決算において、歳入決算総額41億5,542万6,498円。歳出決算総額は40億618万186円ということで、実質収支額は1億4,924万6,312円と。また、単年度収支においては4,236万6,103円の黒字ということになっておりますけれども、この要因というものをまず聞かせていただきたいと思っております。

答(市民窓口) 今回、黒字となった要因としては、特に歳入6款の共同事業交付金、こちらのほうが前年度比204%の増加になっております。それと合せて、歳出7款の共同事業拠出金、こちらのほうが前年度比164%の増額という形になって、こちらのほうの影響が大きくなっています。この歳入歳出における共同事業は、愛知県国民健康保険団体連合会、こちらのほうを運営主体として、県内の市町村国保間の保険税の標準化と、財政の安定化を図るために、医療費の実績に基づく交付金制度となっておりまして、その交付金制度の財源は、県内市町村の過去の医療費実績や、被保険者数の割合等に基づいた拠出金によって賄われるものとなっております。この共同事業のほうには、高額医療共同事業として、レセプト1件80万円を超える者を対象とする事業と、80万円以下を対象とする保険財政共同安定化事業。この2つの事業がありまして、それぞれの事業が、交付金と拠出金の関係によって営まれております。

今回、このうち80万円以下を対象とする保険財政共同安定化事業。こちらのほうが、平成27年度の制度改正によりまして、平成26年度までは1件30万円を超え80万円以下のレセプトを対象としておったんですが、こちらのほうが1件80万円以下、全ての者のレセプトを対象とすることになりました。このことから、交付金の金額と拠出金の金額が大幅に増加しております。合わせて、この制度改正が、平成27年度は、当市において有利な状況に働いたものですから、拠出金よりも交付金のほうが4,649万6,886円上回ったものになっており

ます。

ですけれどもこの共同事業は、県内全ての市町村の医療費が対象となりますので、その年度及び時々の状況により、今後は本市だけでなく、他市町村の医療費の動向により変動を受ける、ということは即ち、拠出金のほうがふえるといった要素も含まれているということを申し添えさせていただきます、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

問（13） まさに運がいいというか、そういう状況で、これは要はですね、国保は市民の方から、さんざん言われる数字なんですよ。要は、国保税が高いと。で、その中で、どうにかやりくりしてますっていう話を我々もよく市民の方にするんですけれども、黒字という結論というのが、だったら返せよみたいな話になりかねないもんですから伺ったわけなんですけれども。実際、この状況というのは、今までもきつとあったと思うんですけれども、特にその制度改正っていうものが、そんなに大きく働いたのかなっていうのが、余り理解できないところなんですけれども、そこのところはどうなんですかね。

答（市民窓口） 今回、この共同事業のほうがですね、医療費のほうがC型肝炎の新薬とか、そういったものでふえておる部分がありまして、今回そのC型肝炎のほうの影響も受けたということで、この共同事業の歳入と歳出の関係から多く交付があったこともあります。それと合わせまして、特別調整交付金の中で、今回、26年度にデータヘルス計画を策定したことによりまして、経営努力という、そちらのほうを対象としていただいたことで、1,800万円の増加ということが起きております。

この2つの要因から、平成27年度の決算においては、黒字という形にはなっておるんですが、たまたまこの28年度において、27年度に交付を受けた交付金等々によっては、実はこれ概算払できております。その概算払ってというのは、平成28年度において、その実績に応じて返還ということが生じてまいります。ですので、今回まだ27年度のこの段階では、黒字という形にはなっておりますが、平成28年度で平成27年度の実績に応じた金額をまだ戻さなくちゃいけない、こういったものがありますので、まだまだ数字ではこうなんですけれども、今後まだこの要素が大きく働くっていう形では、安心できない状態に

なっております。

委員長 ほかに。

問 (13) ありがとうございます。その返還金のことがあるということで、これ 27 年度決算ですからあれなんですけれども、そこのところもやっぱりしっかりと注視しなきゃいけないというところと。それから、当然今言った 28 年度の返還金も含めて、平成 30 年度には広域化という話が、これは大丈夫ですかね。これからになると思いますけれども、そこに対して国保財政、本当にあと残されたところ数年というほどの年数もないぐらいですが、そこに対してはどのようにお考えか、少しお聞かせいただければと思います。

答 (市民窓口) 平成 27 年度の財政運営については、先ほども少し触れさせていただきましたが、被保険者数の減少から、国保税収入の減少に始まり、医療費が前年度で毎月 10 数%ずつ伸びるという状況から、一時的に財政運営が危ぶまれた時期もありました。基金を取り崩すことも懸念したということもありましたけれども、先ほど御説明申し上げましたとおりに、何とか、28 年度の当初予算を組めるということにもなりました。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおりに、まだまだ安定できる状態ではありません。今後においても、被保険者数の減少等による国民健康保険税の減額や、あと、透析患者の増加、C 型肝炎による新薬の増加による医療費の増大など、収支を悪化させる要因はたくさんありまして、その要因からも予測以上に影響を受けることは、いまだ懸念を続けております。

このような状況のもとではございますけれども、広域化となる平成 30 年度までの財政運営につきましても、国保制度の改正に伴う影響や、状況などが把握できるたびごとに見直しを行いまして、新たな財源確保が必要となった場合には、また、国保運営協議会の委員の皆様からの御意見を賜り、その対応を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第2号についての質疑を打ち切ります。

認定第3号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第3号についての質疑を打ち切ります。

認定第4号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問(3) 341ページに平成27年度末の下水道普及率が、前年より1.3%増の58%、水洗化率が80.8%というふうに書いてあるんですけども、愛知県全体の普及率と近隣市の下水道の普及率、水洗化率について、もしわかっていれば教えていただければと思います。

答(上下水道) まず、愛知県の下水道普及率は、名古屋市を除いたものですが、前年度と比べまして1.2%ふえ66.6%となっております。近隣市の状況でございますが、碧南市が、普及率が2.1%ふえまして72.5%、水洗化率が79.7%です。刈谷市が、普及率が0.5%ふえまして91.6%、水洗化率が81.3%。安城市が、普及率が0.8%ふえまして77.4%、水洗化率が91.2%。知立市がですね、前年度より1%ふえまして、61.6%、水洗化率が86.3%という状況になっております。以上でございます。



問（3） ありがとうございます。また、下水道と合併処理浄化槽との汚水処理施設を合わせた普及率を教えてくださいと思います。

答（上下水道） 汚水処理人口普及率ですが、高浜市におきましては26年度末が74.1%であったものが、27年度末で1.1ポイント上昇しまして、75.2%となっております。また、近隣5市、同じようにですね、碧南市が80.6%、刈谷市が96.8%、安城市が84.9%、知立市が85.0%でございます。以上でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第4号についての質疑を打ち切ります。

認定第5号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第5号についての質疑を打ち切ります。

認定第6号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

問（13） 総括でもう少しあったんですけども、昨年8月からの制度改正において、利用者負担に2割負担が導入されたり、補足給付に資産要件が加わっ

たりということで、変わったわけですが、それに対する影響というのが、どのようにあったのかお伺いをしたいと思います。

答（介護保険・障がい） 2割負担、それから補足給付の影響ということですが、まず2割負担の方ですが140名余りということで、国の想定した割合とほぼ変わりがないという状況でございます。1カ月当たりの影響額といたしましては、給付費で約170万円の減であります。2割負担となったことで、サービスの利用を控えたという方はございません。

それから、補足給付につきましては、約170名の方がおみえになります。資産要件に該当した方につきましては15名程度ということで、把握をしておりますが、申請をされた方で却下になった方はございません。また、見直しによって施設を退所されたといった方もございません。以上です。

問（13） ありがとうございます。影響が基本的にはなかったというお話ですが、世間で聞かれたことと言うと、私こうなっちゃったんだよってという話は、結構口にされる方が、市民の方でもあったそうですけれども、ただ、それは制度上のことで、十分な理解をされておるといふふうに伺ってましたので、そう混乱もなくということで、安心もしました。

それではですね、主要成果の385ページですけれども、4款1項1目の介護予防生活支援サービス事業費。これが、平成27年4月からスタートした、新しい総合事業についてということでお伺いをしたいと思いますけれども、27年度の総合事業の取り組み、特に、予防給付の見直しの部分について伺いたいと思います。

答（介護保険・障がい） それではまず、サービスの種類ということで申し上げますと、訪問型サービスといたしまして、既存のサービス事業所による現行相当サービスがございます。それから、通所型サービスといたしましては、既存の事業所による現行相当サービスのほか、指定事業者による緩和した基準による緩和型のサービス。それから、市が実施する、気軽に体操教室、ころばん教室といった事業を行っております。

利用者数につきましては、要支援の認定を受けてる方も含めまして、実人数で、訪問型サービスの現行相当サービスが40名。通所型サービスの現行相当サ

ービスは62名。緩和型サービスが10名。気軽に体操教室が39名。ころばん教室が9名でございました。以上です。

問(13) ありがとうございます。初年度ということで、現行相当サービスっていうのが中心になる。これ、どこの自治体もそうだと思いますけれども、新しい総合事業というのは、市町村に求められる部分として、住民主体のサービスと、サービスの利用促進というものがあります。多様なサービスが担える主体というものをやっぱり発掘していかなければならない。そしてまた発掘して、それがまた、より利用がふえるようなレベルの中でいうと育成するということには、時間もかけなければなりませんと思いますけれども、こういう住民主体のサービスの確保に向けて、今後どのように進めていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

答(介護保険・障がい) まず、人材の確保といった点では、今年から社会福祉協議会と協働いたしまして、訪問型サービスを担う人材の養成講座を開催する予定をいたしております。委員おっしゃるとおり、住民主体のサービスの確保については、一朝一夕ではできないと思っております。きちんとした実績のある意欲のある団体や組織、そういったところを軸にサービスをふやしていくといったことが、効果的かつ効率的であると考えております。例えば、成熟をしてきました健康自生地を切り口として、サービスを確保していくといったことも、視野に入れているところでございます。

なお、現在、介護保険審議会のほうにおきまして、生活支援コーディネーターのあり方について検討をいたしております。このコーディネーターを核といたしまして、地域とともに地域資源の洗い出し、開発に努めてまいりたいと考えております。

問(13) ありがとうございます。先ほど、サービス利用の中で、例えば、要支援1から総合事業のほうに移行された方っていうのは、27年度はありましたかね。

答(介護保険・障がい) 要支援から事業対象者へ移行された方は、20名程度になります。要支援であってサービスを利用していなかった方が、総合事業を御理解をいただいて、事業対象者へ移ったのが実情でございます。

意（13） まさにですね、新しい総合事業のあり方っていうのは、そういうところにあると思います。また、通所型のサービス使われてる方でも、やっぱり頑張っってこっちにっていうようなイメージを持っていただくことによって、さらにこの総合事業のあり方っていうものが生きてくるというふうに思いますので、ぜひともですね、利用者の方のためと思って、そういうスタイルのほうに、そういう方向に向けていただくことをお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、認定第6号についての質疑を打ち切ります。

認定第7号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 歳入歳出、一括質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、以上で、認定第7号についての質疑を打ち切ります。

議案第56号 平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

認定第8号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定について

委員長 一括議題として、認定第8号については収入支出、一括質疑を許します。

問（２） 質問させていただきます。水道料金の収納率について伺いたします。水道事業経営に大きく影響する、水道料金収入の調定額と収納済額、収納率について教えてください。

答（上下水道） 消費税込みの金額で申し上げます。年度末の調定金額は 7 億 8,448 万 30 円、収入済額が 7 億 1,117 万 8,733 円、収入未済額が 7,330 万 1,297 円でございます。収納率は 90.6%となっておりますが、一般会計でいう出納整理期間の 5 月末ではですね、収納済額が 7 億 8,001 万 9,718 円で、収納率は 99.4%となっております。以上でございます。

問（２） ありがとうございます。もう 1 点、企業債の借入れが 2 千万円ありますが、起債残高とピーク時にいくらあったのかを教えてください。

答（上下水道） 起債残高につきましては、平成 27 年度末で 7 億 6,343 万 2,571 円となっております。ピークにつきましては、平成 17 年度のときがピークでございます。その時の起債が 9 億 16 万 8,561 円で、現在は年々減っている状況でございます。以上でございます。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、議案第 56 号及び認定第 8 号についての質疑を打ち切ります。

ここで、議案第 56 号及び認定第 2 号から認定第 8 号までについて、質疑漏れがありましたら許可いたします。

問（15） 国保の関係で、316 ページですけれども、この後発医薬品、要するにジェネリックの作成の件ですけれども、今年度、昨年に比べまして 95 枚ですか、ふえてますけれども、まず、これはどういった判断で、どういった基準で作成をして通知するのか。それから、これは全体の何%ぐらいがこういうふう作成されておるのか。ちょっと、この辺のことを教えてください。

答（市民窓口 主幹） ジェネリックについてのお尋ねですが、条件といたしますのは、生活習慣病のお薬を服薬されている方で、年齢を 40 歳以上、国保です

ので74歳まで。また、恒常的にお薬を飲まれている方ですので、単発で飲まれている方は、外しております。それらの条件は、愛知県内または全国近隣市とも似通った条件ではございますけれども、高浜市については、若干14日、最初スタートしたときに14日以上処方ではなくもうちょっと長期だったので、14日の基準に変えてきております。

利用され、該当になられる方については、100%通知をさせていただいておりますが、今年度につきましては、新たに精神系のお薬を飲まれている方には、今まで生活習慣病のお薬を服薬されていても、ジェネリックの御案内をさせていただかなかったのですが、より公平性を期するために、御案内通知をさせていただいております。ただ、該当となられた方は今回7人ということで、そんなに多い人数ではございません。

問(15) 今こうやっっているんな基準がありまして、これは、いま愛知県の基準、これは。

答(市民窓口 主幹) 愛知県が基準を示してはございませんが、国のほうがスタートの段階で何の薬、生活習慣病の薬とか、14日だとか28日以上という条件を設定することができるよってというのが、たくさん条件ありましたが、その中で最も多くの市町村が、条件としてあげているものに似通っております。

問(15) ということは、これ市の判断で、当然これふやすこともできるということですね。そういうことですね。それとですね、どこの機関でこのジェネリックのこの通知書を作成をこれしているんですか、どこの機関で。

答(市民窓口 主幹) はい、通知作成については、愛知県国保連の協力をいただいておりますが、条件についてだとか、発送の準備の時期だとか、発送日だとか、そういったものは、常に市民窓口グループのほうと連絡をとりながら実施をしております。

問(15) はっきりわかりません。実際、作成している機関ですけどね、例えばレセプトなんかを点検してるところでやるのかとか。

答(市民窓口) 医療機関のほうから出てきたレセプトっていうのが、今、国保連合会のほうでデータ化されているんですね。そのデータが国保連のほうに

あるものですから、高浜市のほうから今回このジェネリックの差額通知、こう  
いった条件の方を出したいんだってということでお願いをするんです。そうす  
ると、その条件に合った方を国保連のほうピックアップしてくれて、作成して  
くださいますので、それを私どものほうがいただいて、発送するものですので、  
よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（13） 介護保険特別会計のところ、391 ページですけれども生涯現役の  
まちづくり事業で、これも介護保険のほうの特別会計になってから2年目とい  
うことで、特にこの健康自生地というのが、これで見ますと27年度の新規が  
19カ所で、全部で82カ所ということで、決算の結果が書いてありますが、小  
学校区ごとの健康自生地の認定数、どれぐらいのばらつきがあるかを知りたい  
もんですから、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

答（生涯現役まちづくり） 平成27年度末におけます、小学校区ごとの健康自  
生地の認定数でございますが、最も多いのは、高浜小学校区で24カ所。次に吉  
浜小学校区が22カ所。続いて、港小学校区が14カ所。翼小学校区が11カ所。  
最も少ないのが、高取小学校区で5カ所となっております。そのほかに移動型  
などの健康自生地が6カ所あるというような状況でございます。

問（13） ありがとうございます。これは、ばらつきっていっても、致し方な  
いところもあるとは思ひんですけれども、できるだけそのばらつきを減らすた  
めには、やはり、いろいろと行政のほうからの投げかけだとか、そういったも  
のも必要になってくるのかなということを思ひますけれども、今後ですね、そ  
の健康自生地の数が少ない地域に対して、どのようなアプローチをしていくの  
か、考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

答（生涯現役まちづくり） 地域の居場所を最もわかってお見えになりますの  
は、その地域にお住まいの市民の皆さんであることから、特に今5カ所と少な  
い高取小学校区につきましては、昨年度から高取地区の方に、生涯現役のまち  
づくり実行委員会のメンバーに入らせていただいております。また、まち協の理  
事さんですとか、公民館の館長さんなどにもお声掛けをさせていただきまし  
て、健康自生地になりそうな活動を実施している、各種団体へアプローチをさせ

いただいております。

高取地区に関しましては、今年度に入ってから、新たに3カ所の健康自生地が認定をされております。そのほかにも、いくつかの団体が前向きに検討されておるといような状況でございますので、今後も新たな健康自生地の創出につながるように、私どもも努力をしまいたいと考えております。

委員長 ほかに。

意(13) ぜひですね、多くのばらつきを、必ずしも小学校区で均等にしろとは言いませんけれども、せっかくですので、まだまだ発掘されてないところがあるのかなという気がします。田舎は、ポケモンGOが不利だということを今言われてる時代ですので、この健康自生地は、ここが不利だと言われないうにですね、ぜひとも、そのところに力を入れていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で、議案第56号及び認定第2号から認定第8号までについての質疑を打ち切ります。

委員長 以上をもちまして、議案第56号及び認定第1号から認定第8号までについての質疑を終結いたします。

《採 決》

委員長 ここでお諮りいたします。9月13日の当初において、予定としては、本日は質疑を行い、採決は15日に行うことで御承認をいただいておりますが、委員各位の御協力により、円滑に委員会を進行することができましたので、時間的に採決を行うことができます。委員各位には、その点を御理解いただきま



してお諮りいたしますが、本日、採決を行ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、本日、採決まで行います。

これより、採決を行います。

議案第 56 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について

挙手全員により原案可決

認定第 1 号 平成 27 年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 2 号 平成 27 年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 3 号 平成 27 年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 4 号 平成 27 年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 5 号 平成 27 年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 6 号 平成 27 年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 7 号 平成 27 年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

挙手全員により原案認定

認定第 8 号 平成 27 年度高浜市水道事業会計決算認定について

挙手全員により原案認定

委員長 以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査を全部、終了いたしました。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 4 時 21 分

決算特別委員会委員長

決算特別委員会副委員長